

国連気候変動枠組条約
第10回締約国会議 / 第21回補助機関会議
(COP10 / SB21)
参加報告書

2004年12月6日～17日
アルゼンチン / ブエノスアイレス

財団法人地球産業文化研究所
2005年1月
地球環境対策部

目次

1 . はじめに	
1 - 1 開催概要	3
1 - 2 開会	3
1 - 3 京都議定書の批准状況	4
1 - 4 COP10開催直前における米国とEUの主な発言	4
2 . CDM理事会	
2 - 1 CDM理事会情報Q&Aセッション	5
2 - 2 COPにおけるCDM理事会の報告及び議論	9
3 . 適応措置、緩和措置関連	
3 - 1 気候変動の影響や、気候変動に対する脆弱性及び適応措置に関するワークショップ について	12
3 - 2 気候変動の影響や、気候変動に対する脆弱性及び適応措置の科学的、技術的、社会 経済的な側面について	15
3 - 3 気候変動の緩和措置に関するワークショップについて	16
3 - 4 緩和措置の科学的、技術的、社会経済的な側面について	19
4 . 小規模吸収源 CDM のルール策定	21
5 . 閣僚級会合	
5 - 1 「10周年の枠組条約；成果と将来の課題」	24
5 - 2 「気候変動の影響、適応策及び持続可能な開発」	28
5 - 3 「技術と気候変動」	32
5 - 4 「気候変動の緩和；政策とその影響」	35
6 . 京都議定書7条4項（登録簿）について	39
7 . 国別報告書	
7 - 1 非付属書 締約国の国別報告書	40
7 - 2 付属書 締約国の国別報告書	41
8 . 条約の資金メカニズム	
8 - 1 地球環境ファシリティ（GEF）について	42
8 - 2 特別気候変動基金（SCCF）について	43
9 . 今後の日程	
9 - 1 政府専門家セミナーの開催	44
9 - 2 COP11（COP/MOP1）について	44
10 . 閉会	45
11 . サイドイベント関連	
11 - 1 経済産業省、GISPRI、IGES、IETA 共催のサイドイベント	46
11 - 2 サイドイベント全体概要	49
11 - 3 サイドイベント個別傍聴一覧表	50
11 - 4 サイドイベント個別傍聴報告	51
<u>* 第2章～第4章、及び第11章の一部はNEDOからの委託により調査。</u>	

1. はじめに

1-1 開催概要

- 開催地 アルゼンチン・ブエノスアイレス La Rural 会議場
- 日程 12月6日(月)～12月17日(金) 一日延長有
- 議長 アルゼンチン健康環境大臣・González García 氏

会合の暫定スケジュール (FCCC/CP/2004/1 参照)

12月6日 (月)	12月7日 (火)	12月8日 (水)	12月9日 (木)	12月10日 (金)	12月11日 (土)
COP10 開会 SB21 開会	SB21	COP 全体会合 SB21 適応 Workshop	SB21 緩和 Workshop	SB21	SB21 政府間プロセス Workshop
12月12日 (日)	12月13日 (月)	12月14日 (火)	12月15日 (水)	12月16日 (木)	12月17日 (金)
	SB21	SB21 閉会	閣僚級会合	閣僚級会合	閣僚級会合 COP10 閉会

1-2 開会

南北の全長が 3800km もあり、国土が日本の約 7.5 倍に当たる南米アルゼンチンの首都ブエノスアイレスにて、国連気候変動枠組条約第 10 回締約国会議 (COP10) および第 21 回補助機関会議 (SB21) が開催された。会場の「La Rural」に世界各国の交渉団や NGO などが続々と集り、COP10 参加者は 169 ヶ国からの 6151 名にも達し、活気のある国際会議となった。ロシア連邦の京都議定書批准により、同議定書は 2005 年 2 月 16 日に正式に発効することになり、COP10 および SB21 は同議定書が法的拘束力を有する前の最後の締約国会議となった。

会議初日の 12 月 6 日、COP9 副議長の Mamadou Honadia(ブルキナファソ)は、アルゼンチン健康環境大臣の González García 氏を紹介し、同大臣は COP10 の議長に選ばれた。González García 議長は、COP10 が京都議定書発効前の最後のセッションであると同時に、新しい時代への最初のセッションでもあることを主張した。また、アルゼンチンがすでに大きな気候変動の変化にみまわれていることを述べ、降水量の増加やひどい嵐、病気の増加など全てが気候変動の原因とされていると述べ、世界的な気候変動への取り組みの重要性を強調した。

カナダは、京都議定書第 1 約束期間に米国へ水力・天然ガスなどのクリーンなエネルギーを輸出する代償として 7,000 万 t の排出割当量の獲得を求めていたが、COP10 初日のブレナリーにて、この要求を取り下げることがを表明した。

SB21 は、議題ごとのコンタクトグループを形成し、コンタクトグループは 15 日以降の閣僚級会合を考慮し、14 日中に合意に至るよう事務局から指示が出された。SBSTA と SBI 議長が中心となって非公式協議を開始した。

(矢尾板 泰久)

1 - 3 京都議定書の批准状況

- 2004年11月18日現在での京都議定書の批准をすませた国は128ヶ国と欧州共同体。COP10終了時には、131ヶ国と欧州共同体に増えた。
- 我が国を含めて批准手続きを済ませた附属書 締約国は36ヶ国で、その1990年のCO2排出量は附属書 締約国全体の61.6%となっている。
http://unfccc.int/essential_background/kyoto_protocol/status_of_ratification/items/3134.phpを参照。
- 2004年11月18日、ロシア連邦が京都議定書批准書を国連に寄託したことにより同議定書は2005年2月16日に正式発効する。
 - * 京都議定書の発効要件は、(1)55ヶ国以上の批准 (2)批准した附属書 締約国の1990年のCO2排出量が附属書 締約国全体の55%以上
 - * 上記(1)と(2)の条件を満たした後、90日後に発行

1 - 4 COP10 開催直前における米国とEUの主な発言

【米国】

- ・11月29日、ポーラ・ドブリアンスキー国務次官
「2013年以降の議論をすることは時期尚早。クリーンエネルギーの科学技術と方法を開発することが重要。」
- ・11月30日、ホワイトハウス ジェームズ・コンノート環境会議議長
「ブッシュ大統領は、京都議定書を拒絶した考えを変更する計画は無い。京都議定書は実行出来そうにない。」
- ・12月2日、ハーラン・ワトソン米国国務省気候変動問題上級交渉官
「2013年以降の目標を割り当てることはあまりにも早い。アメリカには気候変動問題で多くの二国間または多国間パートナーシップがあり、数十億ドルを調査に費やしている。我々は、どんな新しい合意にも署名することはないだろう。」

【EU】

- ・11月28日、マルゴット・ヴァルストレム欧州委員会環境担当委員
「欧州委員会はCOP10において、2013年以降の温室効果ガス削減目標を追求するとともに、今後の気候変動政策における発展途上国の重要性を強調する。気候変動の影響を最も深刻に受ける恐れがあるのは途上国である。我々は、途上国に対する我々の責任を十分認識している。」
- ・11月30日、欧州委員会
「2013年以降の第二約束期間から航空および海運輸送を排出量取引に含まれることを目指している。」
- ・12月3日、スタブロス・ディマス EU 環境委員
「EUだけでは成功は望めないことは目に見えている。これは世界規模での対応が求められる、地球全体の問題である。」

(矢尾板 泰久)

2. CDM 理事会

2 - 1 CDM 理事会 Q&A セッション

【主催】UNFCCC CDM 理事会

【日時】12月7日 13～15時

【概要】

COP10 で開催された Q&A セッションは、京都議定書の発効が確実となり、又 CDM プロジェクト第 1 号が登録されたという背景を受け、これまで COP で行われた Q&A セッションに比べ断然参加者の関心が高まっていた。むしろ、日頃からプロジェクト参加者の不満が爆発しており、そのガス抜きのためのセッションのようなイメージさえあった。

Q&A で特に繰り返し述べられた意見は、新方法論の承認やプロジェクト登録にかかる期間の長さに対する不満であった。CDM の担い手である産業界は CDM に多大な興味を示しているが、彼らにとって新方法論を承認させるまでの 16-18 ヶ月は耐え難く長いものであり、CDM のビジネスとして魅力を失わせている。又、追加性の証明手続きや方法論そのものが非常に複雑であり、民間セクターにとっては一步構えざるを得ない状態になっている。

一方、CDM 理事会 (EB) は COP からのマンドートに基づいて、ビジネスとして魅力的な CDM ルールを作成することよりも、環境保護を第一に考えて作業を行っている。方法論に関してはボトムアップで行うことが既に決定しており自主的に自由に意志決定できる立場にないため、民間から良い方法論が提出するのを待つしかない状態に陥っている。

民間と EB、どちら側にとっても苦しいジレンマを抱えている中で動き出した CDM だが、当セッションで大きな突破口が見つかったわけではなく、今後も当面は地道に道を切り開いていくしか手段はないようである。

【報告内容】

質問内容の詳細は以下のとおり：

Q1.(Nature Conservancy) 吸収源 CDM プロジェクトがまだ登録されていないが何故か。

A1.(Eduardo Sanhueza 氏) 現在、吸収源 CDM に関するワーキンググループ (A/RWG) で 2 件の方法論が検討されている。多数の方法論が申請されていないのは、プロジェクト関係者が非常に慎重に作業を進めているためと思われる。

Q2.(DNV) CDM をビジネスとして魅力的なものにするのは理事会の責任ではないか。

A2.(John Kilani CDMEB 議長) CDM にとって民間の参加は不可欠であるが、EB のマンドートはあくまでも本来の CDM の目的 (排出削減と途上国の持続可能な発展への貢献) に沿ったプロジェクトを登録すること。従ってビジネスとしてのインセンティブを与えるためではない。

Q3.(DNV) 新方法論をより合理的に承認するプロセスについての検討が進んでいない。

もっとスピードアップできる方法を考えるべきなのではないか。

A3. (Jean-Jacques Becker Meth パネル議長) 検討しているところ。実際、追加性のツールを作成する等、検討時間の短縮に貢献するアクションを起こしている。

Q4. (メキシコ代表団) 運輸部門の方法論について知りたい。

A4. (Becker 氏) 現在運輸部門の方法論は提出されていない(1件あったが却下)。ボトムアップで方法論を受け付ける取り決めになっているため、民間から提出してもらうしかない。

Q5. (モロッコ代表団) 統合された方法論 (consolidated methodology) は非常に重要。他分野でも作成していくべき。

A5. (Becker 氏) 他分野はまだ多くの方法論が出てきているわけではないため、その必要がないと考える。統合された方法論を作成するには時間がかかるため、現時点で作成するのは得策ではない。

Q6. 追加性評価は非常に難しい。特に小規模 CDM (SSC) について、さらに簡易化されたツールを作成することは出来るか。

A6. (Becker 氏) 追加性ツールは既に多くの方法論に利用されており非常に役に立っているのではないと思う。なお、SSC については既に簡略化された追加性の証明方法があるため EB16 で採択された追加性ツールを利用する必要はない。

Q7. SSC に関するワーキンググループが出来たが SSC の手続きを更に簡略化するのか。

A7. (Borsting CDMEB 副議長) SSC-WG は SSC の方法論及びプロジェクトカテゴリーについて見直しを行うワーキンググループであり、メンバーには Meth パネルから 2 名が代表として入っている。第 1 回会合が 1 月に開催される予定であるが、詳細については未定。

Q8. (IETA) CDM の作業には更なる資金が必要だが、COP にはどのようにその旨をアピールしているのか。

A8. (Kilani 氏) COP へ提出する文書 (FCCC/SBSTA/2004/2 Add.1) でアピールしている。

Q9. プロジェクトの登録に際し見直し要請が出ており、その中で COP からのガイダンスが必要という箇所がある。COP での検討を待たなければ検討出来ないのか。

A9. (Kilani 氏) COP にガイダンスを求めるのと平行して EB 内でも検討を行っている。見直しについては EB18 で検討する予定。

Q10. (英国プロジェクト開発者) CER は 1 つのアカウントのみに発行されるのか、1 国内でも複数のアカウントに入れてもらうことは出来るのか。

A10. (Sushma Gera 氏) 該当国の国別登録簿のデザインによるのではないかと。なお、(ま

だ公式に議論していないが) 暫定登録簿内のアカウントについては、複数設けることは難しいと思われる。

Q11. (プロジェクト参加者) CDM は民間と政府の協同作業ではないのか。現状はそれに程遠く、新方法论を承認するだけでも非常に長い時間がかかる。このような状況は耐え難い。CDMEB は資金不足と聞くが、民間と協力することでその問題も緩和することができるのではないか。

A11. (Becker 氏) 現在も民間と出来る限り意見交換をしながら作業を行っている。時間がかかっているのはプロジェクト関係者のフィードバックを受け付けるシステムを採用しているためで、それがなければもっと早く出来る。

Q12. (メキシコ) 国家・作業部門における政策の考慮方法について、L+タイプ(地方自治体又は国家諸機関が負の環境外部性の削減、及び/又は、省エネを促進するために導入し、それが付随的に GHG の削減にも貢献する、産業部門における義務的規制)及び L-タイプ(地方自治体又は国家諸機関が負の環境外部性の削減を促進するために導入し、それが付随的に GHG 排出量の少ない技術の採用・普及を阻害する、作業部門における義務的規制)についてはどのようなことが決定しているのか。

A12. (Juan Pablo Bonilla 氏) Lタイプについては EB18 で検討する予定。提案があるならば文書で提出して欲しい。

Q13. (オーストラリア) 民間は既に様々な評価ツール等を持っている。民間の知識を利用して CDMEB にツールボックスや情報交換センターのようなものを設けるのはどうか。

A13. (Kilani 氏) 今すぐには答えられないが、提案を文書で提出して欲しい。

Q14. AIJ のもとで実施可能となったプロジェクトと CDM の関係はどうなっているか。

A14. (Gera 氏) CDM の条件に合致していれば当然 CDM として申請できる。

Q15. Meth パネルや EB にコメントを提出しても何の返信もない。どういうことか。

A15. (Borsting 氏) 時間の制約によりすべてに答えることが出来ないでいる。改善の余地はあると思っている。

Q16. (Wuppertal Institute) 途上国からの AE(指定運営機関に申請している機関)はどのぐらいいるのか。地域バランスを取るためにどのような取り組みを行っているのか。

A16. (Richard Muyungi 氏) 全 AE25 件中、途上国からの AE は 5 件(コロンビア、ブラジル、マレーシア各 1 件、韓国 2 件)。途上国からの DOE はまだいない。更なるキャパシティビルディング活動が必要。

Q17. (世銀 PCF) ホンデュラスでの水力発電プロジェクトが見直しになったのは何故。

A17. (Becker 氏) EB18 で検討する予定であり、詳細は答えられない。

Q18. IETA など様々な団体が報告書等を作成している。そのことについてどう思うか。

A18. そのように取り上げられていることは CDM が好意的に取られていることの表れだと考える。EB メンバーへのインプットも非常にありがたい。

Q19. プロジェクトの地域分布に関する公平性についてどう考えているのか。

A19. (Borsting 氏) EB はプロジェクトの地域分布まで検討するマンドートはない。提案されたプロジェクトに対応するのみ。

Q20. (パシフィックコンサルタンツ) Share of proceeds のレベルについて議論は進んでいるのか。

A20. (Gera 氏) Share of proceeds について提案を提出するようマラケシュで決定されている。今後検討しなければならない。

Q21. (パシフィックコンサルタンツ) 各関係締約国による承認書について、各関係締約国 (each party involved) とは誰を指すのか。

A21. (Gera 氏) ホスト国及び投資国。それらの国々の DNA によって承認書が作成される。なお、Multilateral Fund の際はすべての関係締約国の DNA から承認書を提出してもらおう義務はない。(新 CDM 用語集参照。)

Q22. (イスラエル) 最新の DNA ガイドラインを作成して欲しい。

A22. (Borsting 氏) そのようなガイドラインを作成することは EB のマンドートではない。どのような DNA を設置するかは各国次第だが、DOE の決定事項を DNA が覆すような権限は持たないという点に留意。

Q23. (Climate Experts) EB は中立的な立場でプロジェクトを取り扱わねばならないのではないか。(政治的な意志決定をしても良いのか。) HCF23 破壊プロジェクトが却下されたのは政治的な決定によるものなのではないか。

A23. (Borsting 氏) HCF23 破壊プロジェクトの見直しを行うこと自体、政治的な問題となっているが、EB は中立な立場で判断している。また、当プロジェクトは却下されたわけではない。EB18 では見直し手順も決定する予定であり、それに則って見直しを行う予定。

Q24. (アルゼンチン) 方法論の部分的承認はしないのか。承認された部分のみを利用してプロジェクトを申請することが出来れば助かる。

A24. (Borsting 氏) その点については何か手段を検討しなければいけないと認識している。

Q25. (ポイントカーボン・その他) EU-ETS の開始等を受け、今後 CDM の作業は増えて

いく一方だと思われる。それにどのように対応するのか。すべてをタイムリーに検討するには現在出ている方法論は複雑過ぎるのではないか。

A25. (Becker 氏) 現在提出されている方法論はプロジェクト参加者から提出されたもの。もっと簡単な方法論が良ければそのようなものを提出して欲しい。

Q26. 統合された方法論と個別の方法論の関係について教えて欲しい。

A26. (Becker 氏) 統合された方法論は個別の方法論をベースに作成している。統合された方法論でカバーされている個別の方法論は、今後も継続して利用可能であり、取扱い等は同等。それら方法論の内容の一貫性については細心の注意を払って扱っているつもり。

Q27. EB メンバーの殆どは 2005 年で任期が終わる。今まで蓄積された知見や作業は引き継がれていくのか。

A27. (Borsting 氏) メンバーの交替(任期)には時間差を設けているため、蓄積された知見や作業はすべて引き継がれていく。そのために EB の作業が滞ることはない。

Q28. 6 条監督委員会への EB からのインプットはどうなるのか。

A28. (Borsting 氏) 現在 EB はそのようなマンデートはない。しかし当然同様なシステムが必要であり、ここまで EB が積み重ねてきたものを 6 条監督委員会が応用することは可能であり、そうすることで時間の節約ができるであろう。

Q29. (モロッコ) CDM を実施するにあたって、手続きの複雑さ、及びコストとリスクの 2 つの障壁がある。DNA のキャパシティビルディングが欠かせないのではないか。

A29. (Borsting 氏) DNA のキャパシティビルディングについては同意。DNA 間の情報交換は必要であり、COP10 でもそのようなサイドイベントを行う予定である。

その他、第 1 約束期間の終了後の CDM について EB がどのような考えを持っているのか、貿易という観点から CDM と MEA の関係をどのように考えているのか等の質問が投げかけられたが、それに対する直接の答えはなかった。

(蛭田 伊吹)

2 - 2 COP における CDM 理事会の報告及び議論 (COP Agenda item 7)

CDM 理事会の活動報告は COP8 以降毎年行われており、今回で 3 回目となった。2004 年は CDM のプロジェクト登録手続きが開始されたり、DOE が信任されたり、又 CDM 登録簿が利用可能になったりと実質的な動きがやっと出て来た年であった。そのため各国及び産業界の注目度が高かったが、必ずしもその働きを称えるコメントばかりではなく、むしろその作業の遅さ等や運営方法に不満が爆発したと言える。

12 月 8 日の COP 全体会合で行われた CDM 理事会の 2004 年の活動報告では、Kilani CDM 理事会議長から、FCCC/CP/2004/2 及び Add.1 をベースに、京都議定書の発効が決

定した10月18日と同日に最初のCDMプロジェクト(Brazil NovaGerar Landfill Gas to Energy Project □ 詳細は<http://cdm.unfccc.int/Projects/registered.html> 参照。)が登録されたこと、4件のDOEの信任を希望すること、新方法論の承認状況と作業量の増加に伴う人的及び資金的資源の不足等が報告された。報告に対し、多くの国々はCDM理事会の作業に対して感謝の念を表明したが、同時に、重要な決定がブラックボックスの中で行われていること(日本・米国・EU・韓国等)、新方法論の承認に時間がかかり過ぎていること(日本・EU等)、追加性の証明等手続きが複雑過ぎてCDM事業を担う産業界にとって魅力がなくなっていること(日本・インド・モロッコ・サウジ・IETA等)を指摘した。特に、日本は会合の透明性を強調し、パネルの会合も公開すること、企業の機密情報を扱う時以外は会合を非公開にしないこと、口頭報告等は文書化することを要請し、EUや韓国から賛同を得た。しかし、アルゼンチンは、CDM理事会にも内輪だけで議論する「プライベート」が必要だと主張し、すべての議論を公開することに反対した。追加性の証明等については煩雑すぎるためCDM理事会が作成したツール以外でも利用して良いことを改めて強調し、G77+ChinaやIETA等から賛同を得た。方法論については、途上国の持続的な発展に大きく貢献するエネルギー効率化、運輸部門、地域熱供給のプロジェクトに利用できるものの作成を進めることを提案し、アルゼンチン、コスタリカ、モロッコ等から賛同された。又、日本はそのためにCDM理事会内にワーキンググループを設置することを提案した。MethパネルやCDM理事会の作業量の増加に対しては、日本と共にスイス、EU、ロシア、チリ等多くの国も懸念を示し、日本は外部の専門家の手も借りること、EU、IETA(ビジネス団体代表)やCAN(環境NGO代表)は予算の割り当てを増加させることを提案した。その他、エクアドールはCDM理事会が「政治的」になってきていることに対して警笛を鳴らし、スイスは他の多国間環境条約(MEA)との関係を考慮することを求めた。米国は、CDM理事会が議論している同じ部屋に傍聴者も入れるようにすること(physical attendance)を強行に主張した。これは、何年も前から米国が主張している問題であり、特に京都議定書が発効することが決定した今、京都議定書非締約国である米国は今後CDM事業でどのようなことが決定されても口を挟むことはもとより、タイムリーに詳しい情報を得ることさえ出来なくなることを懸念している。ビジネスとしての機会を失っている米国の産業界としては、CDM理事会の動向を知ることは非常に重要なことであり、そのためにも米国はCDM理事会が会議を行っている隣の部屋でモニターを見ながら傍聴するような現行のシステムではなく、同室で傍聴し細かい動きをチェックしたい考えのようである。又、その場に座っていることでCDM理事会に暗黙のプレッシャーを与えないのではないかとも思われる。全体会合での意見交換の結果、COPからCDM理事会へ、今後どのような分野の方法論を優先的に審査するかといったガイダンスが必要だということが認識され、Garcia COP議長は、Estrada氏(アルゼンチン)を議長にコンタクトグループを設置することを決定した。

コンタクトグループは、9日~11日まで3日間開催された。その中で、各国は全体会合での意見を元に決定書草案を作成した。日本は上記の意見を元に、新しいパラグラフの提案を行ったが、どの提案文章も内容としては多くの国々に賛同を得ているものの語調が強すぎCDM理事会に判断の余地を与えないニュアンスになってしまったり、マラケシュ合

意の内容や既に決定されていることの繰り返しになってしまったりしたため、CDM 理事会メンバーや各国に敬遠され採用されなかった。しかし、その内容の重要性は理解され、語調をやや弱めた形で決定文書の中に盛り込まれた。MEA との関係については、実際にどの MEA を考慮するのかを明確にすべきというチリの意見により、特にモントリオール議定書をさしずめ考慮することで合意された。方法論については、現在方法論が承認されていないセクターについて作業を進めることが多くの国々から希望されたが、CDM 理事会メンバーはボトムアップ形式で進めると決定されていることを指摘し、結局は新しい分野の方法論を優先的に検討していくこと、統合された方法論については今後も見直しを続けていくことが合意された。

米国の求めている physical attendance については、傍聴者の圧力から隔離された中立的な立場からの議論が出来なくなると懸念する CDM 理事会メンバーとむしろ圧力を与えたい米国の間で延々と議論が続けられた。

COP10 に対する結論案は、11 日のコンタクトグループで米国の問題を除き決定したが、米国は COP 全体会合で同問題について改めて議論を再開する姿勢であった。しかし、17 日(最終日)に開催された実際の全体会合では既に米国との話が内々についていたようで、全くもめることなく決定文書 (FCCC/CP/2004/L.2) が採択された。決定文書の概要は以下のとおり：

- ・ ベースライン・モニタリング新方法論、及び追加性について
 - CDM 理事会が作成した追加性を証明するツール (Tool for the demonstration and assessment of additionality) について、一部の締約国は懸念を示しており、締約国の意見を考慮しつつ今後も見直しを続ける。
(原文□ <http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/016/eb16repan1.pdf>)
 - 今までカバーされていない分野、特に運輸部門、エネルギー効率化、地域熱供給といった分野の新方法論を提案するようプロジェクト参加者を奨励すると共に、そのような方法論が出てきた場合には優先的に検討し、統合した方法論とすることを CDM 理事会に求める。
 - CDM 理事会は、承認された方法論をプロジェクトカテゴリーや適用条件毎に整理したデータベースを作成する。
- ・ OE の信任
 - 以下の運営機関を信任する。
 - ◇ Japan Quality Assurance Organization
 - ◇ Det Norske Veritas Certification Ltd
 - ◇ TUV Industrie Servicee GmbH TUV SUD Group
 - ◇ Societe General de Surveillance UK Ltd.
 - 途上国に所在する OE の申請を促進するためにキャパシティビルディングを行う。
- ・ CDM 理事会の手続きの透明性について
 - 作業の透明性を確保する既存及び新しい方法を考える。(CDM 理事会やパネルの報告書、関係者とのコミュニケーション等)
 - CDM 理事会は会合への出席をメンバー、代理メンバー及び事務局に限定するこ

とができるが、その場合は京都議定書締約国や UNFCCC に信任されているオプザバーや関係者にプラスして、京都議定書非締約国の傍聴も可能にする。(なお、CDM 理事会は会合を非公開にする権限を持つ。)

- ・ 他の条約との関係について
 - SBSTA は、特にモントリオール議定書のような環境条約の目的と CDM プロジェクト活動の実施との関係について検討し、COP/MOP1 に提案を提出する。(モントリオール議定書では HCFC22 の利用を徐々に撤廃しようとしているが、HCFC22 のパイプロダクトである温室効果ガスの HCF23 を CDM プロジェクトで破壊すると CERs を獲得することが出来る。1 トンの HCF23 破壊費用よりも CER の売却益の方がはるかに高いことから、CER の売却目的に、モントリオール議定書の目的に反して HCFC22 を増産するインセンティブを与えてしまう可能性があるため、問題視されている。)
- ・ その他
 - CDM は環境に優しい技術のノウハウの移転につながらなければならない。
 - 附属書 I 国は、非附属書 I 国(特に LDCs 及び AOSIS)のキャパシティビルディング等を行う。
 - CDM 作業の資金不足について深い懸念を示し、締約国には資金提供を求める。
 - CDM 理事会次期メンバーにはアジア代表(alternate member)として、藤富正晴氏(日本エネルギー経済研究所アジア太平洋エネルギー研究センター所長)が選出された。

(蛭田伊吹)

3 適応措置、緩和措置

3 - 1 気候変動の影響や、気候変動に対する脆弱性及び適応措置に関するワークショップ

12月8日に開催された気候変動の影響や、気候変動に対する脆弱性及び適応措置に関するワークショップは、地域モデルを含む影響・脆弱性・適応措置の評価方法やツールの使い方、及び適応措置と持続可能な発展の関係に焦点を当てて、各国の取り組みを紹介するのが目的である。同様のワークショップは SBSTA20 でも開催されており、今回で2回目である。当ワークショップでは、ドイツ、米国、インド、ニュージーランド、ニカラグア、ミクロネシアの専門家から研究成果や各国での経験について講演してもらい、その後傍聴者も含めて意見交換が行われた。

ワークショップ全体を通じた共通の認識としては、適応措置は先進国・途上国共通の問題であること、気候変動による影響は既に出ており、適応措置は緊急に導入する必要があること、国の持続可能な開発プログラムの中に適応対策を組み込んでいくことが重要であること、気候とは関係ないファクターが実施できる適応措置に影響を与えていること、地域モデルは有益であるが、特に途上国における不確実性は高く、キャパシティビルディングが欠かせないこと、現地住民やコミュニティーへのガイダンスが必要であると共に、現地住民からの情報も欠かせないこと等が挙げられた。各国個別には、EU はヨーロッパにおける気温上昇はまだ小さいが、それでも北極地域には大きな影響が出てい

ることを指摘し、適応対策はもちろんだが、今後数十年のうちにかなり大規模な緩和対策を行わなければならないと述べた。日本も適応対策と緩和対策の関係について触れ、バランス良く行っていくことの重要性を述べた。多くの国は、このような情報共有は非常に有益であるとして第3弾の開催を希望した。

個別発表の概要：

Richard Kein 氏 (ドイツ、Potsdam Institute for Climate Impact Research) は、イントロダクションとして脆弱性と適応措置の評価ツールやアプローチについて紹介し、モデルのシミュレーション結果はどのような被害があるか等は分かるものの、どのような適応対策を実施すべきかについては答えを提供しておらず、どのような適応対策を実施するかは、資金的な問題や地元の社会的状況等気候と関係のないファクターが大きく関係していることを指摘し、地元住民を含む様々なステークホルダーからのインプットが欠かせないことを強調した。又、各国で適応対策を行うにあたってはその国なりの優先順位をつけることが大切で、それを可能にするためには気候変動の確率や地元の適応キャパシティを示すデータが不可欠であると述べた。発表に対し、スーダンには既に影響が明らかである地域においては悠長に影響評価を行っている場合ではないと述べ、適応措置を決めるアプローチに多様性が必要なことを指摘した。パナマは、地元住民による情報と科学的な情報を同じ信用度で見ること懸念を示したが、Klein 氏は地元住民の情報も裏を取る等して正確性には細心の注意を払っていることを説明した。

Linda Mearns 氏 (米国、National Center for Atmospheric Research) は地域気候モデルから予測できる今後の気候シナリオとその利用について発表し、高性能の地域モデルには不確実性もあることから、その利用目的や地域(地域モデルが威力を発揮できるのは、島々の多い地域、高低差の激しい山岳地帯、複雑な沿岸を持つ地域等)によって地球規模モデルと組み合わせて活用することを勧めた。又、大気汚染を示すモデル等と組み合わせることで、健康に対する多面的な影響研究等への利用可能性や、国全体を視野に政府が考える適応対策(トップダウン)と地元レベルが考える適応対策(ボトムアップ)の架け橋としての役割の可能性も指摘した。

Rupa Lumar Kolli 氏 (インド、TERI) は、英国のハドレーセンターが開発した地域モデル(PRECIS)のインドへの適用についての経験を紹介し、気候現象の大きさを知るためにはその地域の高低差等の情報が大きく影響してくることを指摘した。又、地球規模のモデルのデータを利用していても、地域モデルは精度が高まっていることを指摘した。(とはいえ、地域モデルは地球モデルの間違ったデータを修正する能力はないため、あくまでも正確度の高いモデルをベースにすることが前提。)結論として、PRECIS は地域気候変動シナリオや地域の気候変動に対する感度を見るのに非常に役立つ点、そして不確実性が高い地域からの情報提供やフィードバックが結果的にモデルの不確実性の軽減に寄与する点を強調した。

Judy Lawrence 氏 (NZ, Ministry of Environment) は農業部門の脆弱性の評価やそれに対する適応対策を支援するツールについて発表した。発表の中でニュージーランドは、生産者には気候変動の影響として栽培できる農産物の種類の増加や収穫期間の拡大を伝えると共に、異常気象に対応するために信頼できる気候情報の提供等を行っていることを紹介した。結論として、ニュージーランドは既にある程度の適応キャパシティを持っており、従って国内で受ける気候変動の直接的影響よりも他国が影響を受けることによる間接的な影響（農産物輸出入）の方が大きい可能性を指摘し、よりビジネスとしての決定の中にそのような影響も考慮した適応対策を盛り込んでいくことが必要であることを述べた。又、ニュージーランドが持続可能な発展を目的としていることやそれを反映した制度が適応対策を導入していく上で非常に重要であると指摘した。

Marjorie Soto Franco 氏 (ニカラグア、Red Cross) は、ニカラグアのカリブ海沿岸のパイロットプロジェクトで行った気候関連被害に対応する準備活動について発表した。気候関連被害に対応する準備をさせるアプローチについては、啓発活動・制度やコミュニティのキャパシティビルディング・気候変動に関する専門家と被害対策の専門家の意見交換と協力の3つによって行ったことを紹介した。

Robert Correll 氏 (米国、Arctic Impact Assessment Council) は、北極地域における影響評価活動の結果を発表した。北極地域は、近年オゾンホールや大気汚染等により大きな気候の変化が見られており、地域住民の生活様式も移動型から定住型に変化していることから気候変動に対する脆弱性が増加していることを強調した。又、このまま温暖化が進むと今後100年の間に10程度の気温上昇が考えられることを指摘し、それによって地域住民の生活はもとより世界全体の人間の生活にも影響が出てくることを説明した（氷で覆われていた部分が融け新しい海運ルートが出来る等）。

Joseph Konno 氏 (ミクロネシア、Environmental Protection Agency) は、気候変動、適応対策及び持続可能な発展の関係について、ミクロネシアにおけるCLIMAPというプロジェクトの経験と問題点を紹介した。説明によると、CLIMAPは適応措置にリスクベースアプローチを採用し、気候リスクをまずはプロジェクトレベルにおける対策に盛り込むことからはじめ、次にコミュニティの土地管理計画や法律に盛り込み、最終的には国レベルにおける国家開発計画の中に入れていくプロセスを掲げた。このようなアプローチにより持続可能な発展と気候変動への適応対策が一体化され、それにより今度は国からコミュニティやプロジェクトが援助を受けることができるようになる。しかし、このような計画を実際実現させるためには、データ不足、資金へのアクセスの欠如、長期的に受けられるファンドそのものの欠如、及び受け入れられるリスクレベルの設定の難しさ等の問題が存在することが挙げられた。Konno氏は、結論として、政府は予算に限りがあるが持続的開発のベクトルと適応対策のベクトルを合わせた形で現行の開発プログラムへ適応対策はめ込むことで、持続可能な開発と気候変動への適応対策が同時に達成出来ることを指摘し、そのためにはプロジェクト、コミュニティ、国家の3レベルでの取り組みが欠かせない

ことを強調した。

Oswaldo Canziani 氏 (アルゼンチン、Universal Ecological Foundation) は、先住民コミュニティに対する気候変動の影響について発表し、特に食料と水の不足を大きな影響として挙げた。又、彼らにとっては気候変動だけが問題のすべてだけではないため、様々な問題の相互関係を考慮することが重要であると述べた。

(蛭田 伊吹)

3 - 2 気候変動の影響や、気候変動に対する脆弱性及び適応措置の科学的、技術的、社会経済的な側面について (SBSTA Agenda Item 3)

SBSTA 全体会合では、12月8日に開催された適応措置のワークショップを受けて、ワークショップに対する評価、学んだ点、今後の活動等について意見交換が行われた。

ワークショップに対する評価はどの国も非常に良く、学んだ点については適応措置の実施の緊急性、先進国・途上国両方に共通した問題であることが先進国・途上国両方の国々から挙げられた。又、日本とEUは緩和措置と適応措置両方を地球規模で実施していかなばならない(適応措置と緩和措置の補完性)と述べた。ニカラグアは地元のコミュニティや専門家に参加させるプロセスが必要であると述べ、中国は今後途上国に対してファンドの供与と技術移転を活発に行う必要性を強調した。ニュージーランドは途上国において持続的な開発を進めるひとつの要素として適応措置があることを指摘した。今後の作業(COP11までの作業)については、EUは今まで2回行ったワークショップの内容を見直し、気候変動のレベルやスピードにとってどのような影響があるのかを理解すると共に適応措置のオプションを提示することを要請した。又それに関する各国意見の提出も提案した。チュニジアは他の条約と協同で研究プロジェクト等を行うことを指示した。

意見交換を続けるために立ち上げられたコンタクトグループ(共同議長: Philip Gwage 氏(ウガンダ)及び David Warrilow 氏(英国))の会合は同日開かれ、SB22において何をするか、COP11に向けて何を行うかといった内容について議論を行った。EU、オーストラリア、米国、カナダをはじめ多くの国々は、COP、SBSTA 及び SBI の補完的役割を指摘し、作業を重複させずに効率的に進めていくことの重要性を述べた。ガーナは適応措置と技術に関するセミナーを開催することを提案し米国に賛同された。サウジは、COP11までに適応措置について各国がアクションを起こすことを主張した。基本的にはSB22に今回と同様にワークショップを開催することでコンセンサスがあったようだが、内容については、オーストラリアや中国は技術や政策ツールの情報共有、スーダンやパイロットプロジェクトの紹介、米国は適応戦略、ロシアは永久凍土等脆弱な生態系への影響等の発表を希望した。

その後、インフォーマルコンサルテーションや13日の2回のコンタクトグループ会合で細かい結論案について夜中まで議論が続けられた。まず適応対策の作業プログラム(国内で採用すべき措置等)を採用しようというアルゼンチン提案について議論し、アフリカ・グループが賛成した。この提案は、適応措置についての具体的にどのようなアクションをとるべきかを示すものである。特に南アフリカは、作業プログラムで既にある適応に関す

る知識を利用することを強調し、中国はこの提案を SBSTA へ提出する決定書案の中に入れることを提案した。EU は SBSTA、SBI、COP の役割分担を明確にすること、適応措置のみでなく、気候変動の影響や脆弱性についても盛り込むべきだと述べた。日本は適応措置の重要性を認めた上で、Dec 5/CP7 (条約 4 条 8 項と 9 項の実施)に関する議論も考慮し、2 つの議題の間で一貫性を持たせることを強調した。米国は、アルゼンチン提案を認めた上で、Dec5/CP7 の実施が終わるまで決定案に盛り込むのは重複になるため延期することを提案した。オーストラリアは EU と共に、作業プログラムの枠組みのみ決定し、プログラムの詳細は今後決定すれば良いとした。

14 日の SBSTA 全体会合では、Warrilow 共同議長から、コンタクトグループは意見をまとめられなかったことが報告され結論案 (FCCC/SBSTA/2004/L.31) が提出された。サウジアラビアとロシアは、コンタクトグループ会合での内容が反映されていないとして採択を否定した。その後非公開コンサルテーション等が行われたが合意には至らず、結局、括弧を付け一部の締約国の懸念点は結論の中では検討されていないという一文を付け加えた形で COP 議長に提出し、COP で更なる議論を行うこととした。

17 日に開催された COP 全体会合では L.31 の内容が Agenda item4 (e) 条約 4.8 条の実施の下で検討された。実際の議論は非公開で行われたためどのような協議が行われたのかは分からないが、最終的には COP 議長案として、適応と対応措置に関するブエノスアイレス作業プログラム (FCCC/CP/2004/L.16) の一回として取り扱われることとなった。適応措置に関する部分はパラ 23-25 であり、内容は以下のとおり。

- ・ SBSTA は当議題について 5 年作業プログラムを作成する。検討する問題は次の通り：方法論、データ、モデリング、脆弱性評価、適応計画、措置及び行動、持続可能な開発への組み込み。
- ・ プログラム作成を促進するために SB22 会期中にワークショップを開催する。
- ・ 2005 年 3 月 31 日までに締約国は作業プログラムについての意見を事務局に提出する。

(蛭田 伊吹)

3 - 3 気候変動の緩和措置に関するワークショップについて

12 月 9 日に開催された緩和措置に関するワークショップは、各国の気候変動の緩和に関する取り組みの紹介や意見交換を目的に行われたもので、SBSTA20 での第 1 回ワークショップに続く第 2 弾である。今回のテーマは「持続可能な発展と技術革新・採用・普及に貢献する緩和対策の実践的な機会と手段」であり、特に技術を中心に米国、オーストラリア、ケニア、ブラジル、アルゼンチンの取り組みが紹介された。又、地域によってはその価格と埋蔵量から今後使用量が増加し続けるとされる石炭について、World Coal Institute から、どのように石炭を使用すれば持続的な発展に貢献するかについて発表された。その後、発表の内容を元に各国間でディスカッションが行われた。

ワークショップ全体を通じた共通の認識としては、既存の技術でかなりの削減を実現することが出来るということ、途上国・先進国両方に安価で効果的な削減機会が存在すること、炭素隔離といった新しい技術の削減潜在性はかなり大きくそれらの開発は非常

に重要であること、緩和対策を行うにあたってのバリアを克服するためには、国際社会・国・地元のそれぞれのレベルで出来る役割があること(国際協力として技術革新・移転・普及の促進、国として国際レベルの活動を国内で促進させるための政策の導入やマーケットの構築(インセンティブの提供)、地元として幅広い人々の認識や知識レベルを向上させるためのワークショップ開催等)、緩和対策には環境面だけでなく社会経済面にも貢献する co-benefits が多く存在することが挙げられた。ニュージーランド、ブラジル、日本、ドイツをはじめ多くの国々が今回のワークショップは非常に有効だったと述べ、第3弾も是非行い今後も各国間で経験談の共有及び意見交換の場を設けて欲しいという意見が大勢であった。

個別発表の概要：

Rob Socolow 氏(米国、プリンストン大学)は、50年後まで現在の排出量を維持するためにはどのような手段が取れるかについて発表した。発表の中で、再生可能エネルギー、燃料転換、原子力等既存の技術を利用することでかなりの削減を実現することが出来ることを強調すると共に、1つの技術だけではなく様々な技術のポートフォリオを組むことが最善の策であると述べた。又今後の技術革新により炭素隔離技術の利用が可能になれば、より確実に排出削減を実施できる点にも触れた。結論として、排出量の安定化に早期アクションを起こさせるためには、マーケットの構築及び政策による後押しが必要であると述べた。発表に対し、フランスやデンマークは現在の排出量を維持するのが目的なのかという疑問を投げかけた。

James Shevlin 氏(オーストラリア、International Strategies Branch, Australian Greenhouse Office and Department of the Environment and Heritage)は、オーストラリアの緩和戦略のケーススタディを紹介した。その中で、エネルギー・セクターの中でエネルギー効率化による緩和戦略が40%を占めていることを述べその潜在性を示すと共に、それにより排出削減だけでなくエネルギー使用量の削減及び費用削減をも達成でき、win-winな状態を実現したことを紹介した。しかし、エネルギー効率化にも、人々の理解不足、情報や専門知識へのアクセスの欠如、効率化を行う側のインセンティブ(エネルギー効率化を実施する建物のオーナーにもインセンティブを与えるといった仕組み)の欠如といったバリアがあることを述べた。結論として、緩和対策は1つのセクターで行えば良いのではなく、建設業、エネルギー・セクター、フィナンシャル・セクター等多方面への働きかけが必要であると共に、最低エネルギー効率基準の設定及び報告の義務付けや削減機会の評価の義務付けと、それを検証する専門家のトレーニング、ラベリング等の活動を行っていくことの必要性を述べた。又、国際協力の必要性も強調した。発表に対し、英国は国際協力にUNFCCCも絡めて行くことの意義を述べた。又、アルゼンチンはコジェネレーション促進対策についてどのような手段を取っているかを質問し、Shevlin氏は、コジェネレーションの理解を高めるために企業がカバー出来る以上の費用については資金をオーストラリア政府が肩代わりしていることを紹介した。

Paul Kirai 氏 (ケニア、National Project Manager) は、UNEP のファンドによるケニアの中小企業のエネルギー効率化プロジェクトを紹介し、緩和対策については地域的な違いは若干あるものの、基本的には先進国も途上国も取り組みの内容は変わらないと述べた。ケニアでエネルギー効率化プロジェクトを行う理由としては、輸入石油への過剰依存、水力発電に不足、従来からの効率の悪さを挙げた。プロジェクトを実施するにあたって一番大きなバリアは知識や認識の欠如であり、それに対しエネルギー効率化ポテンシャル等を示した図を各企業に配布するといった手段を取ったことが紹介された。又、途上国の特有のバリアとして制度の不備を挙げ、対策として資金メカニズムの構築やキャパシティビルディング活動(ワークショップの開催、効率化活動の表彰による企業間競争の誘発、金融関係者等エネルギー効率化と直接的には関係のない分野の専門家への情報提供等。)の実施を挙げた。

Alfred Szwarc 氏 (ブラジル、Ministry of Science and Technology) は、ブラジルにおける Biofuels (バイオディーゼル及びエタノール) の利用を紹介した。サトウキビから出来るバイプロダクトであるエタノールの活用は、石油危機をきっかけに Proalcohol Brazilian Fuel Ethanol program が導入されたことで始まった。その後、エタノールが混入している燃料であればどのような燃料でも走行できる自動車の実用化(2003年から)や、小規模ボイラーといった工業サイトでの利用や、航空機の燃料としての利用(2005年から)等によってエタノールが普及してきている現状を紹介した。バイオディーゼルについても、国家プログラムにより 2007 年から 2%バイオディーゼル・98%石油のブレンド燃料の利用が義務になる等、国のプログラムをベースに緩和対策が進められていることが紹介された。発表に対し EU は、Biofuel のポテンシャルの大きさを指摘した上で、世界のどのような地域で活用できるかについて質問した。Szwarc 氏は、各国で少しずつサトウキビ畑の土地を拡大するだけでかなりのポテンシャルが広がることを指摘したうえで、ブラジルが輸出している旨も紹介した。NGO からはブラジルでエタノールの生産量を増加させることはアマゾンの森林を切り倒すことにつながるのではないかと懸念が示されたが、ブラジルとしてはそのつもりはない点が確認された。

Christine Copley 氏 (UK、World Coal Institute) は、石炭について米国、ドイツ、中国、インド、オーストラリア、中欧等で大部分を占める燃料であることを述べ、今後特に途上国においての利用が増加するであろうことを指摘した。その上で、クリーンコール技術や現在研究が進められている炭素隔離技術を利用することで途上国の「持続可能な発展」に貢献することができる点を強調し、そのためには技術の普及が欠かせないことを再確認した。発表に対し、中国等途上国の国々は Copley 氏の見解に賛同し、技術普及のための国際協力体制について検討する必要があることを強調した。しかし、ドイツやデンマークは、石炭から排出される CO₂ をリザーブに隔離していくことで、追加的に大気中の CO₂ を隔離しなければならない際に隔離するスペースが不足してしまう点を指摘し、炭素隔離技術への過大な依存に懸念を示した。

Herman Carlino 氏 (アルゼンチン、Environment and Sustainable Development) は、アルゼンチンの廃棄物セクターにおける緩和機会について、もともと技術的及び経済的にエネルギー効率化の潜在性が大きかったことを指摘した。しかし、効率化へのバリアとして専門家不足、市・国の制度の欠如(この分野に割り当てられている市の予算がもともと少ない)、技術の管理を行う市レベルの能力不足、及び商業ベースで扱うほどメタンが回収できない点などを挙げた。結論として、これらのバリアを乗り越えるためには、長期の回収期間でも安心してプロジェクトを行える透明性が高く安定した国家情勢を整えることの必要性を強調した。

Robert Dixon 氏 (米国、Department of Energy) は米国の水素及び燃料電池プログラムを紹介し、当イニシアティブは、環境のためだけでなく、むしろエネルギー安全保障のために行っていることを指摘した。水素に関しては、技術的な難しさ(特に貯蔵)や生産費用、知識の欠如等のバリアを述べた。発表に対し、英国は様々なオプションがある中で米国が水素社会を目指すことにした理由を問い、Dixon 氏は既に水素を扱う産業が存在しており、十分水素の扱いには経験があると判断したことを説明した。アルゼンチンは、水素社会だけではなく天然ガスとのミックスにするなど様々な政策オプションが存在することを指摘した。

(蛭田 伊吹)

3 - 4 緩和措置の科学的、技術的、社会経済的な側面について(SBSTA Agenda Item 4)

当議題は、「持続可能な発展」、「気候変動を緩和する機会と解決法」、及び「気候変動に対する脆弱性とリスク」という3つのテーマに沿って各国の経験や情報を共有することに焦点をおいて活動し、その進捗を COP11 に報告するのが目的である。この COP9 で決定されたマンデートに基づき、SBSTA20 及び今回の SBSTA21 では会期中にワークショップを行い各国の経験談の紹介や意見交換を行った。SBSTA21 で開催されたワークショップは、「持続可能な発展と、技術革新・採用・普及に貢献する緩和措置の実践的な機会と解決案」という内容で 12 月 9 日に開催された。(内容については別項参照。)

SBSTA 全体会合では、12 月 9 日に開催された緩和措置に関するワークショップを受けて、ワークショップに対する評価、学んだ点、次回(SB22)において同様のワークショップを開催するか否か、開催する場合の焦点は何か等について意見交換が行われた。

ワークショップについてはマイナスに評価する国々はなかった。学んだ点については、日本、EU、AOSIS、G77+China、米国等多くの国が、既存の技術でかなりの排出削減を達成出来ること、途上国にも先進国にも低コストでノーリグレットな政策オプションが存在すること、エネルギー効率化及び再生可能エネルギーの分野における可能性を挙げた。又、緩和対策には技術の開発、移転、及び普及が非常に重要であること、とはいえ1つの技術だけでは解決できず様々な技術のポートフォリオが有効であること、国際協力の下での取り組みの重要性等も共通の認識として挙げられた。個別には、G77+China はいつものように緩和対策が開発にマイナスの影響を与えないようにすることを再確認した上で、特に技術の開発と普及を促進するために国際的なメカニズム作りを始める事を EGTT(技

術移転の専門家グループ)で検討してもらうことを提案した。日本は特に win-win な状況を可能にするエネルギー効率化が緩和措置の鍵であること、炭素貯蓄技術は地球全体にとってメリットがあること等を述べた。EU は、緩和措置を進めるためには法律やマーケットによるインセンティブ(カーボンに価値を与える等)が欠かせない点を強調した。各国意見の中で特に、途上国のウガンダが GHG の安定化のためには緩和措置が鍵であると述べた点、及びツバルが「緩和は将来の適応費用を抑える効果もあるため、実際は『適応措置』であると言える」と述べ、適応の緊急性ばかりに注目するのではなく緩和の緊急性にも注意を促した点が非常に印象深かった。

次回も同様のワークショップを開催するか否かについては、すべての国が情報や意見の交換は非常に重要だと述べて開催することに賛成した。内容については、G77+China から、今回欠けていた社会経済的な側面からの発表に焦点を当てることが提案された。オーストラリアもその点には賛成したが、引き続き科学的及び技術的側面からの発表も排除すべきではないとした。その他、AOSIS は再生可能エネルギー技術、チリは運輸部門、カナダはセクター別のケーススタディ、米国は政策ツールをそれぞれ発表で取り扱って欲しい内容として挙げた。

以上の議論から、今後の取り組みについて議論するためにコンタクトグループ(共同議長: Kok Seng Yap 氏(マレーシア)、坂本敏幸氏(経済産業省地球環境対策室長))が立ち上げられた。さっそく同日に開催されたコンタクトグループでは、引き続き次回のワークショップの内容について意見交換が行われた。

緩和措置のコンタクトグループというと、今までは「緩和」=「将来における途上国の削減活動への参加」という図式が見え隠れし途上国と先進国の対立が激しいというイメージがあったが、今回は途上国も先進国も同じ問題意識で緩和措置に取り組もうという姿勢が見られ、若干協力的に議論が進められた。もちろん、サウジをはじめとする途上国は将来枠組みの中で削減目標を被ることに絶対反対の姿勢を崩しているわけではないが、今回は特に技術の開発、移転、普及という、途上国が望んでいる視点から重点的に議論されていることから、前向きな交渉体勢だったのではないかと思われる。ワークショップの内容としては、全体会合での意見にプラスして、EU からはコジェネレーション、ライフサイクル、モビリティーマネジメント等の実践的な経験談や、より包括的な政策の効果、様々な排出経路について取り扱って欲しいという意見が述べられた。又、G77+China、日本、EU、米国等多くの国々からは緩和措置の費用対効果や副次便益、緩和措置と貧困削減の関係等についての経験談を希望する声が上がった。その他、サウジやカナダからは各国の現況についての発表、ニュージーランドや米国からは実務者の参加を求める意見が出された。

コンタクトグループでは、ワークショップの内容以外にも今後 COP11 までどのように作業を進めていくかについて議論された。当アジェンダについては、COP11 にその成果を報告することがもともと COP9 で決定している。COP11 を来年に控え、何を報告するのか、その後の活動についてはどうするのかは非常に大きな問題である。カナダやオーストラリアは今回その議論をするのは時期尚早であるとの認識を示したが、EU は今まで行われた 2 回のワークショップについて、適応措置のワークショップと一緒に見直しすること

を提案した。サウジは EU の意見に対し、そもそも適応措置と緩和措置を別のアジェンダアイテムにした理由はお互いの作業がもう一つの作業の足を引っ張ることのないようにという配慮からであると述べ、両方のアジェンダアイテムについて別々に見直しすることを提案した。議論はその後インフォーマルで続けられた。

第 2 週目の 13 日には、再び公開の場で結論案に盛り込む内容について議論が進められた。特に SB22 で開催する予定のワークショップの内容について、G77+China は緩和の社会経済的側面や技術協力に注目することを強調し、EU は実践的な経験の一貫として規制枠組みや co-benefit についても議論することを勧めた。その他カナダ、米国、日本等は特にエネルギー効率化や再生可能エネルギーについて特に取り扱うように求めたが、サウジは、CO₂ 以外の GHG や土地利用変化にも興味があることを述べ、特にエネルギーの問題だけに偏るような内容には反対した。議論は最後までにまとまらず、SBSTA 全体会合には括弧が付いたままの結論案 (FCCC/SBSTA/2004/L.27) が提出され採択された。L.27 の概要は以下のとおり：

- ・ 多くの既存の技術には GHG 削減ポテンシャルがあり、持続可能な開発にも貢献する。それら技術の活用を阻害する要因を取り除く努力を更に行う必要がある。なお、新技術の革新・配備・普及は長期的な気候変動の緩和に欠かせない。
- ・ SB22 の会期中にワークショップを開催し、持続可能な開発に貢献する緩和の機会や解決策について引き続き情報や経験談の交換を行う。トピックとしては以下の 2 つ：
 - 緩和技術の革新・廃部・普及に影響を及ぼす要素 (国際社会の協調的取り組みや障壁の同定及び撤去を含む。)
 - 緩和措置の社会経済的側面 (例えば費用、便益、co-benefit、貧困削減及びスピルオーバー効果を含む経済的な影響)
- ・ ワorkshopの構成についての意見は 2005 年 2 月 14 日までに事務局に提出し、事務局が miscellaneous 文書に編集する。

(緩和ワークショップから学んだこと及び当議題の下で今後どのようなステップを取るべきかについて 2005 年 8 月 5 日までに事務局に意見を提出する。事務局は意見を miscellaneous 文書に編集する。)

(蛭田 伊吹)

4 小規模吸収源 CDM のルール策定 (SBSTA Agenda Item 5(b))

小規模な新規植林及び再植林 CDM プロジェクト (吸収源 SSC) のルールは、京都メカニズムにおける一連のルール作りにおける最後のものである。そもそも吸収源 CDM とは、途上国における森林でない土地、又はかつては森林だったが 1989 年末以来森林でなくなった土地に植林を行うことによって、樹木による GHG 吸収量の合計を増加させるプロジェクトを指す。そのルールが COP9 で採択された際、途上国は、ホスト国の低所得コミュニティも参加しやすいよう、総吸収量が年間 8,000tCO₂ を下回るプロジェクトは吸収源 SSC として、排出源 SSC 同様、簡易化された手続きを作成することを要請した。これは、CDM の環境保全とプロジェクト実施地域における貧困問題の改善を両立することが出来るという理由で各国に受け入れられ、COP10 での採択に向け SB20 からルール作りが開始

された。

COP10 では、SB20 でカバーし切れなかった問題の詰めが行われた。SBSTA 初日の意見交換では、セネガル、日本、及びカナダから、出来るだけ取引費用がかからず低所得層のためになるルールにすることが再確認された。EU は、簡易化されたルールがクレジットの不当な発行につながるようにすることを確認した。ウルグアイは、排出源 CDM の方で他の多国間環境条約 (MEA) の目的との兼ね合いが問題になってきていることを反映してか、他の MEA の目的に対抗するようなルールにしないように要請した。

さっそく 7 日からコンタクトグループが Thelma Krug 氏(ブラジル)及び Jim Penman 氏 (英国) の下で開始され、まずは COP Decision(FCCC/SBSTA/2004/INF.12) の文面について議論を行った。吸収源 SSC の定義 (どのような場合に 8,000tCO₂ かそれ以下のクレジットが発行されるか) については、「クレジット期間の年間純吸収量 (各年) が 8,000tCO₂ を下回る」とするか、「クレジット期間全体における年間純吸収量の平均が 8,000tCO₂ を下回る」とするかで意見が分かれ、AOSIS はより厳しい前者を支持し、ルールの柔軟性を重視している日本やオーストラリア、スイスは後者を支持した。吸収源 SSC については適応基金への収益分担金 (share of proceeds) の支払いを免除するか少なくともするという点については、AOSIS が反対しチリや日本と対立した。吸収源 SSC の実施を援助するキャパシティビルディング活動については合意された。

その後、8~10 日は非公開コンサルテーションと Friends of the Chair (議長の友人グループ) 会合が行われ、対立箇所であった吸収源 SSC の定義、収益分担金、バンドリングの問題等について最終の詰めを行った。11 日のコンタクトグループでは、既に最終ドラフトが出来上がっておりパラグラフ毎に見直しを行ったが、既に各国とも合意の構えで殆ど意見もなくあつけないほど簡単に合意された。一点、中国から Appendix B パラ 4 にある CDM 理事会が開発する方法論のタイプについて“Wetland to forested land”は純排出になる可能性があるとして懸念が表明されたが、該当部分は既に SBSTA20 で合意されていることから特に修正することはなかった。又、同中国政府代表は、最近の CDM 理事会の活動を見て「CDM 理事会にこのような方法論を作成する能力があるのか疑問」と述べたが、その意見についても却下された。最終的な決定文書及びルールの概要は以下のとおりである：

決定文書の概要

- ・ 吸収源 SSC はプロジェクト参加者である低所得コミュニティ及び人々に直接便益を与えるべきものであることが、前文に明記された。
- ・ 各検証 (verification) 期間の平均純吸収量予測が 8,000tCO₂ を超過しない場合、吸収源 SSC のクレジットが発行される。実際に 8,000tCO₂ を超過して吸収した場合でも、超過分についてはクレジットが発行されない。
- ・ 途上国の中でも特に気候変動に脆弱な国に対する適応コストを支援するための収益分担金からは免除される。又、登録申請料や CDM の事務的費用のための収益分担金は割安にする。
- ・ CDM 理事会は、COP11 までに既存の炭素ストックの評価や簡易化されたベース

ライン方法論のためにデフォルト係数、簡易化されたベースライン方法論そのものの、リーケージの算定ガイドラインを作成。

- ・ 事務局は、情報交換及び情報へのアクセス改善を促進。
- ・ 締約国は、プロジェクトのコーディネイト（SSC をバンドリングすることによってヴァリデーション等のコストを軽減させることが出来る。）に興味のあるプロジェクト参加者を援助。
- ・ Annex I 締約国は、ホスト国のキャパシティビルディングを援助。
- ・ 適切な国際機関や NGO は、キャパビルを支援するプログラムの開発及び実施、吸収源 SSC の植林オプション・炭素固定ポテンシャル・衛生写真・炭素評価モデル・マーケット情報等を提供するウェブ上ツールの開発、地域ワークショップの開催等を行う。

ルールの概要

- ・ **バンドリング**：8,000tCO₂を超過しない限りバンドリングは PDD、有効化、登録、モニタリング、検証、認証の際に可能。なお、8,000tCO₂を超過するプロジェクトのデバンドリングは不可。デバンドリングか否かについては Appendix C によって判断する。
- ・ **リーケージ**：プロジェクト活動によってそのプロジェクトバウンダリーにおける活動や人の移動、又はプロジェクトバウンダリー外でのプロジェクトに起因する新たな活動を引き起こさないことを証明できる場合、リーケージは算出しなくて良い。その他のケースではリーケージを算定しなければならず、算定ガイドラインは CDM 理事会が COP11 までに作成する。
- ・ **追加性**：プロジェクトに登録されなかった場合のプロジェクト地域の炭素ストック変化の和よりもプロジェクトの実施による実際の吸収量が多ければ追加性があると判断。
- ・ **環境及び社会経済に対する影響**：PDD の中で環境及び社会経済に対する影響の分析を行い、大きな負の影響がある場合はホスト国が提示したアセスメントを行い、その旨と共にモニタリング計画及び対処方法も文書で提出。
- ・ **ベースライン方法論**：プロジェクトを実施しなければその土地において吸収量が増えない場合は、プロジェクト前に測定された炭素固定量をベースラインとしクレジット期間中一定とみなすこと、また吸収量が増える場合は CDM 理事会の簡易化されたモニタリング方法論を利用して計算すること（Appendix B 参照）。なお、Appendix B のタイプに当てはまらない場合は CDM 理事会に新方法論を提出しても良い。
- ・ **モニタリング**：ベースラインに対するモニタリングは要求しない（Appendix B 参照）。COP11 までに統計的な方法を使って純吸収量を算定・計測するモニタリング方法論を CDM 理事会が作成。
- ・ **DOE による審査**：有効化、検証、認証を同じ DOE に依頼しても良い。

(蛭田 伊吹)

5 閣僚級会合 (COP Agenda Item 10)

閣僚と各国代表団団長をパネルメンバーとしたパネルディスカッション方式とし、地理的バランスなどを考慮したメンバー構成にて、以下の四項目をテーマとして開催された。

- ・「10周年の枠組条約；成果と将来の課題」
- ・「気候変動の影響、適応策及び持続可能な開発」
- ・「技術と気候変動」
- ・「気候変動の緩和；政策とその影響」

5 - 1 テーマ：「10周年の枠組条約；成果と将来の課題」

モデレーター：チリ

パネリスト：日本（小池環境大臣）、中国、インド、キリバス、オランダ
ロシア、米国

チリ（モデレーター）

- ・今回の会議は行動への第一歩である。
- ・輸送部門のGHG排出量が増えていることに注意しなくてはならない。
- ・観察、研究、支援は十分ではなく、CDMを含めた支援の充実が必要。
- ・2013年以降の前に、京都議定書の有効性を考え直す必要がある。

中国（パネリスト）

- ・気候変動問題は、持続可能な開発と一緒に考えなくてはならない。
- ・先進国の中でGHG排出量が増加している国、多量排出国で京都議定書を批准していない国を非難する。
- ・条約に基づき、「共通だが差異のある責任」を忘れてはいけない。
- ・適応と緩和のバランスが重要。
- ・技術移転については、長期的視点で考えなければいけないが、メカニズムが十分でないため、技術移転がしっかり行われていない。
- ・官と民の協力が必要。特にCDM分野での協力が必要。

インド（パネリスト）

- ・1990年より2000年の方が附属書締約国のGHG排出量が増えていることを非難する。
- ・条約の実行を早め、気候変動に対する技術開発を先進国がやらなくてはならない。

日本 小池環境大臣（パネリスト）

- ・京都議定書の発効は、GHG削減としては小さな一歩かもしれない。しかし、世界各国が手を取り合って挑戦するという事は大きな前進。
- ・現在、日本では、地球温暖化推進大綱を見直している。日本の排出量は8%ほど増加している。目標達成には難しい数値だが、追加対策を講じるためのレビューを行っている。
- ・アジア、太平洋ワークショップを毎年開催している。（過去に14回開催）
- ・IPCCは、GHGを減少しなくてはならないことを示しているが、世界トータルのCO2排出量は増加している。
- ・条約の究極目標のために全ての国が協力しなくてはならない。世界での気候変動は、世界各国が協力しなくてはならないことを示している。

キリバス（パネリスト）

- ・京都議定書は、最初の国際的な合意で大きな前進である。
- ・米国が京都議定書を批准していないことを非難する。
- ・先進国はコミットメントをして GHG 排出量を下げなくてはならない。発展途上国もコミットメントをして GHG 排出量を下げなくてはならない。
- ・海面上昇によってキリバスは消滅するかもしれない。サバイバルの時を迎えている。

オランダ (パネリスト)

- ・気候変動は国際的な問題なので、国際的な解決が必要。
- ・京都議定書は通過点。ヨーロッパでも熱波、洪水などの異常気象が増えている。
- ・国土の 50% 以上が海拔 0m 以下なので、500 億ユーロ以上の予算で防波堤を高くした。
- ・毎年、EU は途上国支援のために、3 億 9500 万ユーロを充てている。
- ・気温上昇を産業革命前と比べて 2 以内に抑えなければいけない。

米国 (パネリスト)

- ・米国は 50 億ドル以上を科学技術に投資し、水素、原子力、再生可能エネルギー、炭素隔離などを推し進めている。
- ・1990 年以来、米国だけで発展途上国のために 20 億ドル以上も支援している。
- ・現在の科学では、気温上昇を抑えるために GHG 排出量を幾らに抑えるべきか分からない。
- ・京都議定書によって教訓も得た。京都議定書のトップダウンアプローチは良くない。教訓を活かさなくてはならない。ただ規制をすれば良いというのは間違っている。
- ・人口増加や経済発展などにより発展途上国が GHG 排出量を減らすことは有り得ない。何か大きな「特效薬」が必要。

ロシア (パネリスト)

- ・京都議定書発効を嬉しく思う。京都議定書批准国は貢献しているといえる。京都議定書のもとでの目標値を各国が達成しても十分ではない。更なる努力が必要。自主的な約束に背を向ける国を批判する。
- ・既に果たされた約束の有効性を研究しなくてはならない。

カタール

- ・京都議定書を批准していない国は、直ぐにすべきである。

ドイツ

- ・京都議定書が発効することになったので、ロシアに感謝する。
- ・温暖化による被害は 1960 年台の倍になった。適応に力を注がなくてはならない。
- ・全ての国は野心的な約束を履行しなくてはならない。アメリカもそうである。
- ・発展途上国は先進国の犯した間違いを繰り返してはいけない。

ブラジル

- ・ロシアが京都議定書を批准したことに感謝する。
- ・CDM を通じて、先進国も発展途上国も条約に貢献出来る。
- ・地域のモデルツールを作ることが大事。
- ・発展途上国に排出量規制を求めることは条約にそぐわない。

インドネシア

- ・「共通だが差異のある責任」の問題を解決しなくてはならない。
- ・適応に関する行動を即すべきである。

パキスタン

- ・京都議定書発効は、市場が確立したことを意味する。
- ・パキスタンは京都議定書を批准する。国連への寄託を予定している。
- ・GHG 排出量削減には、技術移転と支援が重要。
- ・特別気候変動基金や地球環境ファシリティーなどの基金の約束を履行することが大事。

アイルランド

- ・一般国民も気候変動を認識するような状況となった。世界的な対応が求められている。
- ・EU は気温上昇を産業革命前に比べて2 以上にはしないと認識している。

モロッコ

- ・ロシアの批准を高く評価する。
- ・条約 10 年間の働きを評価するが、やるべきことも多くある。脆弱な国に対する気候変動の影響は大きい。
- ・第二回の国別報告書を作成しており、来年には提出出来る。
- ・CDM の促進が重要。
- ・持続可能な開発のためのパートナーシップを目的としたセミナーを開催すべき。

ネパール

- ・条約の義務、国内法置き換えるよう努力し、教育、訓練、認知を国民に周知する努力をした。
- ・ネパール水資源は有効活用されていない。CDM を通じて水資源を十分使用したい。
- ・京都議定書を批准し、近々国連に寄託することを予定している。

バングラディッシュ

- ・京都議定書を批准していない国は、将来世代のために批准すべき。
- ・我々のように洪水に弱い国を先進国は支援しなくてはならない。

バルバトス

- ・京都議定書は、あくまでも小さなステップの前進。
- ・カリブ海諸国は気候変動の悪影響を受けており、今年は台風の数と規模も大きかった。

ベルギー

- ・10 年間というのは歴史的に見れば短い、気候変動で苦しんでいる人には長い時間。
- ・気候変動はとても早いスピードで進んでいる。今、行動を起こすべき。

フランス

- ・2013 年以降を考えなくてはならない。
- ・航空輸送部門、海運輸送部門の GHG 排出量が増えており、問題を討論すべき。

フィリピン

- ・最近の台風で 7500 万ドルの被害を受け、1,000 人も死亡者、900 人もの行方不明者が出た。
- ・発展途上国も遵守をしていくことが大事であり、環境問題を考える時、貧困と経済成長を絡めて考えなくてはならない。

ドミニカ

- ・気候変動の悪影響は全世界であるが、特にひどいのはカリブ海諸国での台風。観光地に被害を及ぼし経済面での打撃も大きい。
- ・CDM を通じた持続可能な開発が大事であり、世界銀行とも MOU (覚書き) を結んだ。

ナミビア

- ・ナミビアは乾燥地で天然資源持った国だが、技術も予算も無い。支援が必要。
- ・京都議定書発効は締約国の努力として評価する。ロシアにも感謝の意を表明する。

ルクセンブルグ

- ・EU は気温上昇を産業革命前に比べ2 までにすべきと決定した。即行動を取るべきであり、行動を後回しにしてもコストが高くなるだけ。

カナダ

- ・気候変動は世界的な問題である。既存技術を活用しつつ、新しい技術開発も進めなくてはいけない。

トリニダードトラコ

- ・1 回の台風で1 国の GDP を上回る被害が出ることもある。
- ・我が国は湯水のため農業生産で悪影響を受けている。

スウェーデン

- ・ロシアの京都議定書批准を歓迎する。この十年間で一番の成果は京都議定書が発効すること。
- ・GHG 排出量の削減目標は、経済成長をしながらでも達成出来る。我が国の CO2 税は成功している。
- ・2013 年以降を考えるべき時が到来している。

中国 (パネリスト)

- ・京都議定書が発効する。コミットメントをして実際に行動を取るべき時。中国は世界の環境保護に取り組んでいく。

インド (パネリスト)

- ・技術移転と支援を期待している。

日本 小池環境大臣 (パネリスト)

- ・積極的な討論が行われたことを嬉しく思う。
- ・今は、行動を取るべき時、政治的なコミットメントをするべき時。

キリバス (パネリスト)

- ・強力な支援が皆さんの話にあったので感謝する。
- ・2013 年以降の話をすぐに始める時だ。

オランダ (パネリスト)

- ・将来の基盤は京都議定書である。
- ・CDM は重要。また、CDM のような別の新しい仕組みも重要かもしれない。

米国 (パネリスト)

- ・開発のためには、新しい技術が必要。
- ・国によって環境や状況が違う、よって各国の違った取組みが重要。

ロシア (パネリスト)

- ・ 適応と緩和は、今すぐ始めなければいけない。
- ・ 将来のコミットメントについて、多くの国が言及した。将来のコミットメントは経済成長も考慮されなくてはならない。

チリ (モデレーター)

- ・ 京都議定書発効は重要なステップ。
- ・ 災害の増加と途上国の脆弱性も強調された。
- ・ 全ての国が参加することが大事。

(矢尾板 泰久)

5 - 2 テーマ：「気候変動の影響、適応策及び持続可能な開発」

モデレーター：ツバル

パネリスト：オーストラリア、バングラディッシュ、ハンガリー、メキシコ
セネガル、イギリス

ツバル (モデレーター)

- ・ 京都議定書を基盤として、適応と緩和を推進していくことが大事。
- ・ 運輸部門のGHG排出量が増加しているので、持続可能な開発をしなくてはならない。
- ・ 適応を積極的に推進しなくては、持続可能な開発は上手く機能しない。

オーストラリア (パネリスト)

- ・ 気候変動の衝撃を下げる事が出来ないので、適応をしなくてはならない。
- ・ 情報の共有により、適応を上手く取り込める。
- ・ 適応と緩和のためには、持続可能な開発と経済がしっかりしていることが大事。
- ・ 地域的なワークショップを開催すべきであり、持続可能な開発のセミナーを2005年に開催すべき。

バングラディッシュ (パネリスト)

- ・ 6ヶ月前、台風による洪水のため1千人以上が死亡、百万人以上が家を失った。
- ・ 調査、研究から行動に移すべき時が来た。
- ・ バングラディッシュの主なエネルギーは天然ガス、石炭は使用していない。地球温暖化をもたらせたのは誰か？ 植林と再植林を推進すべきであり、先進国の支援を求める。

ハンガリー (パネリスト)

- ・ (COP9 議長のベルジャーニ氏) 私が今朝ホテルの洗面台にて剃刀をする時、水が洗面台から溢れ出して床にこぼれた。私は咄嗟にタオルも持って床を拭いた。しかし、私は蛇口を止めてから床を拭くべきであった。緩和と適応をすべきであった。
- ・ 母なる地球は、誰が地球温暖化の責任を持っているか気にしていない。全ての国が排出量を削減する努力をすることが大事。
- ・ ハンガリーは内陸なので海面上昇を見ることは無いが、ある地域では渇水と砂漠化が進行している。また、ある地域では降水量が増えている。
- ・ 砂漠化条約、森林条約などの色々な条約と結びつくことが大事。

メキシコ (パネリスト)

- ・気候変動は経済損失と人の死をもたらす。
- ・適応は、緩和が出来ないことによる代替物であってはならない。

セネガル(パネリスト)

- ・セネガルと西アフリカも異常気象を受けている。気候変動の影響と考える。
- ・洪水が発生し、バッタが異常発生した。これも気候変動の影響と考える。
- ・技術と資金援助を求める。これにより適応が可能となる。地球環境ファシリテーターの資金援助も履行されなくてはならない。

イギリス(パネリスト)

- ・EUは、毎年3億9600万ユーロを発展途上国に支援する。
- ・来年、気候変動のセミナーを開催することを希望する。

ウクライナ

- ・国際社会とともに気候変動に対応することを示すため、今年の2月に京都議定書を批准した。ウクライナでも気候変動の影響は出ている。
- ・省エネ技術の導入に興味があり、吸収源も大事であると考えている。

エジプト

- ・海面上昇とサンゴ礁の損失が懸念事項になっている。

ノルウェー

- ・永久凍土も今世紀中には無くなると言われており、政治的行動を至急取る必要がある。
- ・京都議定書は第一歩でしかない。全ての国の参加が必要。
- ・気温上昇は産業革命前と比較して2℃までというEUの考えを支持する。

ルーマニア

- ・この四年間、ルーマニアの経済成長は著しい。再生可能エネルギーを積極的に導入しGHG排出量を削減したい。
- ・持続可能な開発は国の意思決定が必要であり、政策が必要になる。

エクアドル

- ・将来のディスカッションの方向性について、気候変動のマイナス面を割くことに焦点をあてるべき。
- ・適応こそが、持続可能な開発を実行させる。
- ・生物多様性、森林、水、砂漠化などの他の条約との結びつきが重要。

日本

- ・日本では、最近10個の台風が来て、200人が死亡した。
- ・産業界も環境戦略を取り組まなければ、生き残れない時代が来た。
- ・日本は適応について、途上国支援を推し進めている。
- ・過去14回、アジア太平洋ワークショップを毎年開催しており、マングローブの植林など適応の意見交換をしている。
- ・発展途上国の適応のため、基金にも積極的に取り組んでいる。

タンザニア

- ・気候変動と持続可能な開発を分けて考えることは出来ない。
- ・平等の問題を忘れてはいけない。貧しい国に更なる規制を与えてはいけない。「共通だが

差異のある責任」が大事。

- ・適応への対処能力が無い。支援を求める。

南アフリカ

- ・CDMが重要だと考えている。
- ・多国間アプローチを条約や京都議定書に盛り込んで欲しい。
- ・セミナーを開催することによって、多くの国の参加が可能になる。積極的にセミナーを開催すべき。

アイスランド

- ・気候変動への適応を持続可能な開発の戦略に取り入れなくてはならない。
- ・北極圏の温暖化は地球平均の2倍に当たる。

パラグアイ

- ・土壌の侵食が進み、気候変動の影響を受けている。
- ・砂漠化対策、生物多様性対策を進めている。

ハンガリー

- ・気候変動は予期出来ると思われていたが、そうでないことが分かった。

オーストラリア

- ・他の種への影響も考えなくてはならない。北極グマ、ペンギンなどへの気候変動の影響を考えるべき。

メキシコ

- ・ボトムアップアプローチが重要。

セネガル

- ・南アフリカでも南米などでも、同じように温暖化被害があることが分かった。

フィンランド

- ・国家適応戦略を策定した。公聴会を開き、国民へ理解のため周知をしている。
- ・北極圏の気候変動は、我々にマイナスの影響を与えている。

ミクロネシア

- ・追加的なルールが必要であり、ミクロネシアのような国が基金を受けられるようにするべき。
- ・京都議定書を批准していない大国は批准をするべき。

ブラジル

- ・アマゾン森林管理を進めていることを知らせたい。

インドネシア

- ・気候変動に対処するまでの基金を求める。また、基金は自主的なものでは意味が無い。
- ・共通だが差異のある責任のもとでの具体的なコミットメントをしなくてはならない。

カナダ

- ・カナダは60ものプロジェクトを発展途上国とともにやっている。

米国

- ・経済成長、環境保全、貧困に同時に取り組まなくてはならない。
- ・米国が最初に気候変動の脆弱性に取り組んだ。

フランス

- ・6月に気候計画を策定したが、適応も含まれている。

キリバス

- ・世界各地での気候変動が報告されたが、キリバスが恐れている（国家消滅）ことが現実になりそうだ。適応のための進展が進んでいないことを残念に思う。

スリランカ

- ・持続可能な開発のための適応を進めて頂きたい。
- ・地球環境ファシリティーは全ての国に対して、援助出来るように努力をするべき。

バルバドス

- ・エネルギー、持続可能な開発、貧困削減などの戦略をやらなくてはいけないが、資金面で厳しい。適応について、各国は支援するべき。

オマーン

- ・条約4条8項を遵守すべき。

ベルギー

- ・温度が上がれば、適応コストも上がってしまう。即実行するべき。
- ・適応と緩和を分けて考えるわけにはいかない。

カザフスタン

- ・ロシアの批准に対して感謝する。
- ・日本と協力して、5MWの風力発電プロジェクトを進めている。

フィリピン

- ・適応は、新しい技術導入が必要。また、導入すべき。

オーストラリア（パネリスト）

- ・この条約の重要性を認識出来た。

バングラディッシュ（パネリスト）

- ・条約4条9項を支持する。災害が世界で起こっており、すぐに適応の対応をしなくてはいけない。世界銀行、地球環境ファシリティーを通じた支援を要請する。

ハンガリー（パネリスト）

- ・人道的な悲惨さが良く分かった。水不足が引き起こす戦争、紛争の危険も有る。

メキシコ（パネリスト）

- ・各国のイニシアティブが、国際的な政策と交じり合うべき。

セネガル（パネリスト）

- ・地球で適応はサバイバルの問題。適応を推進するための技術移転が大事。

イギリス（パネリスト）

- ・国際社会として、色々なディスカッションすることが大事。国際的なセミナーを開催することを求める。

ツバル（モデレーター）

- ・これまでの条約10年間の評価は出来るものの、課題も沢山ある。
- ・持続可能な開発を世界で進めることが大事。
- ・他の条約との相乗効果が必要。国内政策との結びつきも重要。

・適応を推進するためには、適応と緩和を進めることが大事。

(矢尾板 泰久)

5 - 3 テーマ：「技術と気候変動」

モデレーター：ブラジル

パネリスト：スイス、ノルウェー、EU、マレーシア、モザンビーク、南アフリカ

ブラジル(モデレーター)

・温暖化防止のための行動は持続可能な開発と貧困撲滅を促進すべき。

スイス(パネリスト)

・持続可能な開発が持続的な気候政策の柱であり、スイスが「厳しい」輸送時の排出問題に欧州のパートナーとともに取り組んでいる。

・途上国で再生可能エネルギーを展開するために協調努力を行っている。

ノルウェー(パネリスト)

・技術は重要。技術が議定書のような条約に取って代わることは出来ない。

・各国が2013年以降の期間に対応していくことを要請する。

EU(パネリスト)

・気候にやさしい技術の研究開発、利用、および世界規模の普及を促進するための奨励金制度の施行が必要。

マレーシア(パネリスト)

・京都議定書のメカニズムを歓迎するが、公的奨励金なくしては技術移転が機能しない。

・附属書I締約国に対して利用可能な気候関連技術目録の提供を求める。

モザンビーク(パネリスト)

・アフリカでCDMプロジェクトが進展していないことに失望している。途上国は緩和技術と適応技術の両方が必要である。

南アフリカ(パネリスト)

・気候変動対策には政治的意志を要する。専門知識に関する地域センターでの資金とキャパシティービルディング両面の振興を求める。

日本

・日本は燃料電池、炭素貯蓄など、税金を使って、研究開発を進めており、世界で一番効率の良い国。

・水素社会の問題もパートナーシップを組み合わせながら研究を進めている。

・新しい技術は世界のGHG排出量に大きく貢献する。技術革新を国内外にどのように進めていったら良いかをUNFCCCで話し合いたい。

・既存の技術は政策によってその利用を促進しなければならない。

・将来枠組みには、セクター別のエネルギー効率基準が良いのではないかと。

・CDMには更なる制度的な整備が必要。

カタール

・技術移転は贅沢な願いではなく切実に必要なもの。

・G77+Chinaは、EGTTの活動に感謝しており、これからも作業を進めて欲しい。

バングラディッシュ

- ・途上国は開発する権利がある。持続可能な開発を目指している。
- ・古い技術を入れ替えることが必要。CDM はよいメカニズムだがもっと促進が必要。

オーストリア

- ・政府は技術の普及に大きな役割を担える。CDM や JI も押し進めることが出来る。
- ・CDM は早期開始だけに注目するのではなく、長期的にも考えて欲しい。

コンゴ

- ・気候変動に脆弱な途上国には人的救助の意味も含めて地球全体で保護しなければならない。
- ・国際社会は特に食糧安全保障のために途上国への技術移転に力を入れて欲しい。
- ・2005年2月4日～5日、コンゴで持続可能な開発のサミットが開催され、G8 と中央アフリカの国々の対話が可能になることから、非常に期待している。

ネパール

- ・条約の内容を実施するためには国際社会による投資が必要。
- ・国内での排出削減のみでなく、途上国への技術移転やキャパシティビルディングをやらねばならない。気候変動問題は、ネパール一国では対処できない。
- ・貧困が引き起こす環境破壊は大きな問題。貧困問題への対処は気候変動問題への対処に直結する。

イタリア

- ・イタリアは再生可能エネルギー、水素、炭素隔離等の技術についてパートナーシップ・イニシアティブを進めている。
- ・CDM は第1約束期間と第2約束期間をつなぐ中心的な役割を担う。CDM の活動は停滞しているため、技術移転を促進したければ承認作業の方向転換を行わねばならない。

アイスランド

- ・既存の技術は排出削減に大きく貢献する。
- ・地熱利用は既に効果が証明されている技術であり、一部の国で非常に利用価値が高い。
- ・十分に活用されていないのは、トレーニングや知識の共有が出来ていないから。アイスランドは国連大学と協力してトレーニング活動などを行っている。又、開発援助プログラムを拡大しようとしている。
- ・今後は水素社会を目指して努力しており、自動車のみでなく海運・空運にも利用したい。

チュニジア

- ・チュニジアは、生態系の脆弱性を考えて、水資源管理、廃棄物管理等、部門別戦略を作成した。
- ・風力、及び太陽光に関する更なる技術開発プログラム、汚水処理、運輸の部門において取り組みを進めていきたい。

デンマーク

- ・京都議定書の目標を達成するためにも、新技術の更なる研究開発は必要。
- ・途上国に対する効果的な技術移転が気候変動防止対策の鍵。再生可能エネルギーとのリンクは重要。

- ・エネルギー効率化部門については、大きな潜在性が存在する。

エジプト

- ・風力に関する技術移転は、巨大プロジェクトやジョイントベンチャーで進められる。
- ・コンバインドサイクル等によるエネルギー効率化にも取り組まねばならない。

ペルー

- ・技術は一番基礎的な事項。技術に関する情報へのアクセスを改善することが非常に重要。

米国

- ・技術移転なしでは UNFCCC の長期的目標は達成出来ない。
- ・ブッシュ陣営は、技術移転の可能性を探るために3億ドルを費やしている。その他、炭素隔離パートナーシップ、第四世代原子力、再生可能エネルギーパートナーシップ 途上国への技術移転を中心とした気候イニシアティブ等に取り組んでいる。
- ・マーケットをベースとした制度を築くことが目標達成への近道。

サウジアラビア

- ・気候変動防止対策を取ることによる悪影響について対策を講じて欲しい。悪影響を受ける国としては、コーヒー豆等原料輸出国、石油・金・鉄等を主に取り扱っている国等が挙げられる。途上国は一致団結して、先進国の技術移転促進を訴える必要がある。

カナダ

- ・新技術・既存の技術両方が大切。特にエネルギー効率化、エネルギー保全、再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン生産に力を入れる必要がある。

エルサルバドル

- ・COP8 のお陰で薪資源でしか生活できなかった場所にストーブが入った。
- ・アイスランドの地熱技術の移転を受けて助かった。

スウェーデン

- ・技術開発の方向性を変えたければ(化石燃料から独立するためには) 今行動を起こさなければならぬ。そのためには政府の役割が重要。
- ・技術開発は温暖化対策の鍵。自国でも低排出量技術を採用しなければならない。

モルジブ

- ・京都議定書は小さなステップ。技術が温暖化対策の鍵。
- ・後発開発途上国(LDC)ファンドの活用を促進して欲しい。

バルバドス

- ・技術移転は気候変動対策の鍵。緩和技術は必要だが、適応技術の移転も促進して欲しい。
- ・ファイナンスは非常に重要。イタリア政府のファンドには感謝。

タンザニア

- ・先進国は技術を持っている。南北協力をもっと促進して欲しい。また、南-南協力体制(情報の共有)も強化する必要がある。
- ・制度のキャパシティビルディングを行うことで適応が可能になる。

マリー

- ・マリーは後発開発途上国であり、貧しく脆弱性が高いため適応が優先事項。
- ・法的な措置が必要。UNFCCC を使ってそのような法律を各国に導入して欲しい。

ガテマラ

- ・技術移転には各アクターにとって異なるバリアが存在する。特に技術は特殊な細かい知識が必要であるが、それが欠如しているために技術にたいして必要以上に期待するなど問題が起こっている。
- ・国レベル・国際レベルでの技術移転に関するメカニズムの欠如が問題。

南アフリカ (パネリスト)

- ・緩和技術は進んでいるのに、適応技術は進んでいないのは問題。

モザンビーク (パネリスト)

- ・途上国も先進国も、新技術の開発と既存の技術の運用に力を入れている。しかし、それら技術にアクセスがないのが問題。ファイナンスとトレーニングにも力を入れるべき。

スイス (パネリスト)

- ・京都議定書の発効を目前に、一人一人が気候変動と戦わねばならない。

EU (パネリスト)

- ・削減技術は既に存在している。ファイナンスとトレーニングによってその技術の普及を促進していくべき。マーケットも政府もできることが沢山ある。

マレーシア (パネリスト)

- ・技術移転に関する努力は、世界経済の脅威ととられるべきではない。

ノルウェー (パネリスト)

- ・既存の技術でかなりの削減が可能であるため、すべての国での利用が必要。
- ・2013年以降、技術を中心とした強いレジームを作っていかなければならない。
- ・技術によって気候変動をコントロールできるかもしれない。

ブラジル (モデレーター)

- ・技術は貧困削減にも貢献する。
- ・多くの締約国は、途上国の技術に関する情報へのアクセスについて十分改善されていないことに不満を抱いている。
- ・専門家の参加は必要不可欠。政府によるサポートが必要。
- ・様々な条約間でのパートナーシップが重要。(例：トレーニング、制度のキャパシティビルディング)

(矢尾板 泰久)

5 - 4 テーマ：「気候変動の緩和；政策とその影響」

モデレーター：スペイン

パネリスト：コロンビア、フランス、ケニア、ニュージーランド
ポーランド、サウジアラビア

スペイン (モデレーター)

- ・スペインの現状は京都議定書の目標から程遠く、早く措置を導入して「失われた時間」を取り戻したい。
- ・中長期戦略では、投資環境の安定化、資金の安定的供給が必要。そのためには長期的なコミットメントが必要。

- ・全ての国が参加するレジームが必要。
- ・COP で分かったことは、気候変動には適応しなければならないということ。より効果的な緩和措置をとることで、更に効果的な適応措置が可能になる。緩和措置と適応措置を組み合わせる考えなければならない。

コロンビア (パネリスト)

- ・ CDM は附属書 I 締約国の京都議定書の目的に達成するのに整合的であり、途上国に対する援助も可能にするため効果的なメカニズムであるが、単なるカーボンマーケットになってしまってはならない。資金を出している国は便益に対するプレミアムを支払って欲しい。
- ・ LULUCF 関係もコロンビアにとって大事。
- ・緩和のためだけの措置でなく、他にも様々な便益がある措置を実施しなければならない。

フランス (パネリスト)

- ・ 適応と緩和は対をなす。緩和をしなければ影響が大きすぎて適応することも出来なくなる。
- ・ ヨーロッパレベルでは、欧州排出量取引、再生可能エネルギー、エネルギー効率化、バイオ燃料、エコ設計などに関する様々な指令がある。
- ・ 2004 年 7 月からは、気候計画で達成したら京都議定書以上の結果を出せるものを実施している。(60 項目以上) 例えば：
 - 国全体への情報普及のためのキャンペーン
 - 運輸セクターへの取り組み □ バイオ燃料 3 倍にする予定。(フランス)
 - エコロジカルな生活の促進
 - 産業セクターへの取り組み □ 生産に再生可能エネルギーを利用していれば税を 40% 還付
- ・ 2005 年以降は、欧州排出量取引及び農業への取り組みが始まる。
- ・ 2010 年以降は、更なる研究 (技術的なブレイクスルー) が必要。
- ・ 全てに環境コストを考慮すること。無策の場合、一番コストがかかる。

ケニア (パネリスト)

- ・ 京都議定書を達成することは、今の私たちが出来る最低限のこと。これだけでは十分ではない。なお、附属書 締約国の GHG 排出量が低減しているのは、先進国の努力ではなく経済移行国によるもの。先進国も努力すべき。
- ・ キリマンジェロに対する影響は、水資源を脅かす等、直接的な問題がある。その他、マラリア、生物多様性の消失等。
- ・ アフリカにとって、適応が唯一できること。緩和と適応は、条約の目的を達成するために欠かせない。このセッションは緩和がテーマだが、適応措置も実施して欲しい。
- ・ 途上国の優先課題は貧困削減できる持続可能な開発。これは微妙なバランスに基づく。国際協力を通じて学ぶことが必要。
- ・ 現在、CDM だけが技術に対するアクセスを促進するものとなっているが、それは非常に問題。もっとアフリカにとって役に立つルールに塗り替える必要あり。

ニュージーランド (パネリスト)

- ・ 科学者としては、10年たっても全然緩和対策は十分とはいえない。
- ・ 運輸部門に対する対策が出来ていない。
- ・ 炭素税を来年導入する予定。
- ・ カーボンクレジットはオランダに売却する予定。
- ・ 炭素隔離、水素などは先の話、それらを理由に今何もなくて良いわけではない。
現在のことをやりながら、将来のこともやらなくてはいけない。

ポーランド (パネリスト)

- ・ 緩和政策の実施を調和することが大事。
- ・ 石油、石炭ガスなどを輸出している発展途上国には、何かインセンティブを与えなくては解決できない。
- ・ 1990年のGHG排出量を30%下回っているが、GDPは約50%上昇した。経済成長をしながらでも、GHG排出量は削減出来る。
- ・ 民間部門を取り組むことが大事。緩和が経済成長の妨げになってはいけない。

サウジアラビア (パネリスト)

- ・ 先進国がGHG排出量を削減させるために石油輸出の減少から、2010年までに年間約190億ドルを失うと予測している。
- ・ 化石燃料を削減し、原子力発電に頼ることは反対する。
- ・ 発展途上国で石油燃料の輸出に依存する国には、補助金が必要。

ペルー

- ・ 気候変動の影響を既に感じている。CDMにも積極的に参加する。

日本

- ・ 緩和によって経済成長に負担がかかるという発言もあるが、そうではない。
- ・ 過去8年間、世界全体で27万台もの日本産のハイブリッドカーが売れた。
- ・ 各国政府は今こそ、経済成長などの政策に緩和を取り入れるべき。
- ・ 発展途上国の成長には、キャパシティービルディングこそが必要。
- ・ JI、CDMの制度的発展が必要。

カタール

- ・ 日本のような先進国は発展途上国に対して、技術移転やキャパシティービルディングをしっかりとやっている。
- ・ 「共通だが差異のある責任」の原則に基づき、気候変動にあった時、支援を受けられる。
- ・ 条約4条8,9項では、先進国は技術と金銭的支援を発展途上国にやることになっている。

ブルガリア

- ・ 世界銀行の援助によって、クリーンエネルギーの調査を行った。2005年にプロジェクトが開始する。

ネパール

- ・ 気候変動によって氷河が融けて危険な状態。世界の先進国の国々に状況を調べて欲しい。
- ・ 再生可能エネルギーとコジェネの依存度を高めるべき。

チェコ

- ・ 国家間の連帯が重要、豊かな国と貧しい国、気候変動の影響のある国と無い国。

- ・地域レベルでの、観測システムと予測システムの充実が重要。
- ・1990年からGHG排出量が削減しているが、経済低迷によるためである。
- ・中長期的なGHG排出量削減の目標があり、政策に取り入れている。

トルコ

- ・コジェネと高効率ガス発電を取り入れている。
- ・再生可能エネルギーのシェアも25%になっている。

ブータン

- ・国民の79%は異常気象から悪影響を受けている。ほぼ全員が農民。

ボリビア

- ・GHG排出量削減のためには、CDMを推進する必要がある。
- ・森林部門における先進国からの支援が不十分。
- ・非附属書締約国が自国のプロジェクトを進めるには厳しい状況。更なる支援を求める。

クウェート

- ・来年のCOP11までには長い時間がある。COP11以前に2013年以降を話し合うべき。

ポルトガル

- ・2003年にヨーロッパを熱波が襲い、ポルトガルでは山火事が多数発生した。
- ・条約の究極目標は程遠い。更なる努力が必要。
- ・ポルトガルは、50億ユーロを投資し、2010年までに再生可能エネルギーシェアを39%にする。
- ・炭素税を来年から導入する予定。

カナダ

- ・2002年11月、気候変動プランを策定した。
- ・国民一人当たり年間1t排出量を減らす運動をしている。これが達成されればカナダの排出量は20%削減される。

エジプト

- ・10日前、エジプト議会は京都議定書を批准した。

バングラディッシュ

- ・各国の気候変動は「生活」を脅かすものだが、バングラディッシュでは「生」を脅かす。
- ・京都議定書は良い出発点。未批准国は速やかに批准すべき。

アルジェリア

- ・環境保護と経済成長は両立出来る。
- ・緩和のために、「教育、情報提供」に力を入れている。

リビア

- ・気候変動は我々全員に影響を及ぼしている。一人では何も出来なくても、我々が協力すれば解決出来るので、国際協調が重要。

チュニジア

- ・エネルギー効率の開発、再生可能エネルギーの開発、植林、再植林に取り組んでいる。
- ・北アフリカの国と協力しながら、CDMに取り組んでいる。

米国

- ・気候変動に対する取組みは何十年も行っている。
- ・エネルギー省の担当で 50 社以上の主要企業がプロジェクトに賛同し、ボランティアに新技術導入に力を入れている。
- ・米国環境保護庁 (EPA) のグリーンパートナーシップに力を入れている。
- ・40 億ドル以上を、ハイブリッドカーやソーラーエネルギーなどの購入に対する補助金として費やし、インセンティブを与えている。
- ・14 ヶ国からなるメタンパートナーシップで 5 千万 tCO₂ を 2015 年までに削減する。

コロンビア (パネリスト)

- ・戦略について、中長期的な戦略を作る。経済的対応を石油依存国にするのは重要。

サウジアラビア (パネリスト)

- ・フレアーガスを大幅に削減した。
- ・発電のための代替燃料の促進を図っている。

ポーランド (パネリスト)

- ・運輸部門において緩和政策を進めている。10 年前に比べて自動車保有台数は二倍になったが、排出量の効率は大幅に良くなっている。

フランス (パネリスト)

- ・適応と緩和には深い関係がある。
- ・緩和は南側の国だけの問題ではない。ヨーロッパでも熱波や台風の悪影響が出ている。

ケニア (パネリスト)

- ・多くの植林をし、CO₂ を吸収させたい。
- ・京都議定書が発効した後のことを考えなければいけない。これまでの道のりは成果があったとは言えない。
- ・ケニアの山の氷河もヒマラヤ氷河と同じ様に失われている。

ニュージーランド (パネリスト)

- ・石油には税、石炭には補助金ということは間違っている。
- ・ハイブリッドカーなどの日本のエネルギー効率の話は、良い話であった。
- ・カナダの 1t チャレンジには興味がある。

スペイン (モデレーター)

- ・緩和は多様化しており、数も増えていて良い兆候がある。
- ・新しい形の国際協調が必要。
- ・CDM には、コストベネフィット効果がある。

(矢尾板 泰久)

6 京都議定書 7 条 4 項 (登録簿) について (SBSTA Agenda Item 5(f))

決定書 24/CP.8 の附属書にて、COP は第 1 回 COP/MOP で標準化のための全体的な設計要求事項を採択するよう勧告した。その決定書に従い、事務局は技術専門家との共同作業により、これらの標準化のための機能的技術的仕様書を作成し、あらゆる登録簿制度において整合性のある実施を促進してきた。COP10 では、トランザクション・ログの確立と作成および関連する運用問題への提案(報告、ガイダンス、リソースに関する提案を含む)、

データ交換標準仕様書Ver1.0の作成と登録簿制度管理者間の協力に関する進捗情報を提出し、SBSTAはそれらを検討し、将来の採択をめざして登録簿制度に関する決定書草案を前進させることを目指した。

12月8日から Murray Ward (ニュージーランド) を議長とするこのコンタクトグループが議論を開始した。国際的取引簿(ITL, International Transaction Log)管理者の役割と業務に関する技術的な詳細について、EUは、CDMの即時開始のためには、登録簿システムの実施と試験が求められることを強調した。ITLと補足取引簿(STLs, Supplementary Transaction Log, STLs are to conduct additional activities in relation to the transactions of those Parties under the Kyoto Protocol and under regional trading schemes)の関係に関し、ブラジルは、ITLの規則によってSTLsに関連する追加規則が損なわれることがあってはならないと述べた。中国は、ITLの実績に関し懸念を表明した上で、ITLの実績に関する試験と独立評価を行うようITL管理者に求めることを提案し、附属書I締約国と非附属書I締約国の両方の参加を呼びかけた。

カナダは、締約国以外のグループでも登録簿が開発されていること、そして同様なタイプの登録簿システム管理者と技術情報を交換する適切な方法を探るべきであることを主張した。登録簿システムの電子コミュニケーション開始のための試験計画や予定について、EUは、CDMの速やかな開始を確実にするため、COP/MOP1前に行うことを希望したが中国は試験の検証に懸念を表明した。

決定書(FCCC/SBSTA/2004/L.29/Add.1)にて、COPは、2005年5月までに、国内取引簿および補足取引簿の管理者として指名する組織がどこか、事務局に連絡するよう要請した。COP/MOP1開催前に登録簿システムの試験を終わらせることを目指し、特に登録簿の試験と立ち上げの内容およびタイミングに関して、ITLの実施進展状況をSBSTA22に報告するよう要請した。

(矢尾板 泰久)

7 国別報告書

7 - 1 非附属書 I 締約国の国別報告書 (SBI Agenda Item 4)

SB20では、非附属書 I 締約国の国別報告書提出頻度について、米国は2年、EUは3年、G77+Chinaは6年間を提案して意見が分かれていた。SB20の最終日に、G77+Chinaが提出のタイミングに対処する文節に関し、G77+Chinaは提出時期の問題に取り組んだパッケージ案を提出した。この提案は、特に非附属書 I 締約国で、第二回国別報告書および当てはまる場合には、第三回国別報告書のためのプロジェクト提案を提出していない国に対し、以前に資金援助をされた活動の多くが終了する前であっても、提出するよう要請した。またこの提案は、非附属書 I 締約国が、実際の国別報告書作成を目的とする資金の最初の支払いから5年間以内に第二回国別報告書、また当てはまる場合には、第三回国別報告書を提出するよう呼びかけるものであった。SBIはCOP10での採択に向けてこの問題をさらに検討した。

コンタクトグループは、Soobaraj Nayroo Sok Appadu (モーリシャス)と Anders Turesson (スウェーデン)を共同議長とし、第二回国別報告書および当てはまる場合には第

三回国別報告書の提出を取り上げた。ブラジルは、G77+China を代表して、非附属書 I 締約国が国別報告書作成にさらなる時間と支援が必要であると述べ、提出期限を具体的に設定しないことを希望した。オーストラリアは、アンブレラグループを代表し、COP10 で提出時期に関する合意するよう求めた。EU は、提出プロセスの継続を守り、提出サイクルを促進する決定書を強く求めた。非附属書 I 締約国は、その温室効果ガスインベントリーの定期的な更新を提供するようとの米国の提案に対し、G77+China は、インベントリーの更新を求める COP の決定は存在せず、このためコンタクトグループはインベントリーを取り上げるべきではないと反発した。

12月9日のコンタクトグループでは、第1回資金提供後の国別報告書の提出時期について、G77+China は資金拠出後5年以内で良いと主張する一方で、EU は3年案を主張した。オーストラリアは妥協案として4年を提案した。G77+China は、附属書 I 締約国の国別報告書提出までの間隔が3年~5年とされていることを指摘した。

締約国が決定書草案の文章について合意に達していないことが指摘された結論書草案 (FCCC/SBI/2004/L.27) は提出されたが、合意に達することが出来ず、さらなる審議のため SB22 へ持ち越しとなった。

(矢尾板 泰久)

7 - 2 付属書 締約国の国別報告書 (SBI Agenda Item 3)

SBI は、附属書 I 締約国からの温室効果ガス目録データ情報 (1990 ~ 2002) と附属書 I 締約国の国別報告書詳細レビューから入手できる情報要約を検討し、条約に基づく報告とレビューのさらなる実施に関して、締約国と事務局にガイダンスを提供することを目指した。

オーストラリアは、国別報告書の編集・統合において附属書 I 締約国による温室効果ガスの正味の排出量を含めるべきだと提案した。中国は、G77+China を代表して、緩和政策の影響に関するデータを含めるよう提起するなどの議論が展開されたが、12月14日火曜日、締約国は決定書 (FCCC/SBI/2004/L.17) を修正無しで採択した。主な概要は以下の通り。

SBI 決定書概要 ;

- ・附属書 I 締約国総計の温室効果ガス排出量が1990年から2002年まで、FCCC/CP/2004/5、FCCC/CP/2004/INF.2で要約されているように、6.3%削減した。しかしながら、これらの締約国の一部の部門からの温室効果ガス排出量は増加した。運輸部門において、1990年から2002年までに約20%増加した。国際航空輸送において、1990年から2002年まで約40%増加した。
- ・最近、緩和の実施が進められているにもかかわらず、FCCC/CP/2004/INF.2で示されたように2000年から2010年の総計温室効果ガス排出量が約13%増加するかもしれない。附属書 締約国が、この傾向を逆転させるために追加的努力をすることを SBI は強く促す。
- ・2006年1月1日(決定書4/CP.8)を期日とする国別報告書の期限内提出の重要性を SBI は強調する。また、京都議定書を批准した附属書 締約国は、京都議定書7条2項によ

り国別報告書に遵守実証に必要な補足的情報を含める。

(矢尾板 泰久)

8 条約の資金メカニズム

8 - 1 地球環境ファシリティー (GEF) について (SBI Agenda Item 5 (b))

SBI20 では、締約国は COP10 での検討用に地球環境ファシリティー (GEF) 事務局と協力し、条約が規定する途上国のコミットメント達成支援に必要な資金供与の評価報告書を事務局が作成するよう求めた。

米国は、GEF が実施に関する漸増コストの資金調達を行っていることに留意したが、国別報告書で提案されているプロジェクトの多くはそうした費用を明らかにしていないことを指摘した。EU は、第 4 次 GEF 資金補充に向けて財源を明らかにすることが重要であると強調した。GEF 管理費の効率に懸念を示す意見が多く出た。南アフリカは G77+China を代表して、GEF が特別気候変動基金 (SCCF) へのアクセスに条件を追加していることへの懸念を表明し、資金メカニズムのレビューを SBI22 で取り上げるよう提案した。

12 月 14 日、SBI 本会議で採択された FCCC/SBI/2004/L.20 の改正版である決定書 (FCCC/CP/2004/L.4) は採択された。

COP 決定書概要：

- ・ COP は、GEF が条約の資金メカニズムの運営主体としての機能を果たす上で、COP のガイダンスを考慮し続けてきたことに留意した。
- ・ 再生可能エネルギーやエネルギー効率及び省エネ分野のプロジェクト実施支援において重要な進展が見られたことに満足している。しかし、温室効果ガス排出量の少ないエネルギー技術の分野の支援を同じく進展させるために、更なる取り組みが求められている。
- ・ COP は国別報告書作成で問題を抱えている国々のために GEF が技術支援プログラムを策定したことに留意した。また、COP のガイダンスに沿う形で有効な作業供与と国別報告書作成支援の国際プロジェクト実施を確実にするために、調整作業と技術的な問題とを個別に対応するための諮問委員会とプロジェクト実施委員会を設置したことを歓迎した。
- ・ COP は国別適応行動計画 (NAPA) 作成における GEF の後発開発途上国 (LDC) 支援ならびに NAPA 実施支援のための GEF の準備を歓迎した。しかし、NAPA がこれまでに 1 件しか完了していないことに懸念を持ち、作成の迅速化に向けて実施機関と最後発開発途上国の密な連携を GEF に勧めた。また、LDC 基金の補充のため追加的資源が動員される予定であることに留意し、NAPA 実施支援の財源供与が確実に COP のガイダンスに合致するよう GEF に勧めた。
- ・ COP は、2004 年 11 月 16 日にアメリカ、ワシントン DC で開催された特別気候変動基金 (SCCF) 支援国が 3460 万ドルの拠出額について表明した第 1 回会合の成果を歓迎した。
- ・ COP は、条約 6 条が規定する教育・訓練・啓発に関する GEF の活動支援について GEF から提供された情報を歓迎し、GEF に対しては引き続き非附属書 I 締約国が 6 条関連活動を実施するための取り組みを支援する更なる機会を探り、COP11 で進捗を報告するよ

う求めた。

(矢尾板 泰久)

8 - 2 特別気候変動基金 (SCCF) について (SBI Agenda Item 5 (a))

昨年のCOP9では、特別気候変動基金はUNFCCCの実施を支援し気候変動に関する考慮を開発活動に統合することに貢献することに留意した。COP は、経済的多様化に関連する活動への資金調達を決定し、締約国にSBI21 およびCOP10 で検討を進めるために活動、プログラム、手段に関するさらなる意見を2004年9月15日までに事務局に提出するよう求めた。SBIは、COP10での採択に向けて、活動、プログラム、手段を検討し、特別気候変動基金の運営のためGEFに対する一層のガイダンス提供に関する決定書草案を作成することを目指した。2004年11月16日、ワシントンDCにて特別気候変動基金支援国が会合を開催した。その場において、3460万ドルの拠出額について表明がされた。

サウジアラビアは、個々の活動に優先順位をつけるべきではないと主張した。アルゼンチンは、パナマとともに、特別気候変動基金への拠出金についての確約を歓迎しつつも、適応と災害対策を効果的に支援するには不十分であると主張した。小島嶼国連盟(AOSIS)は、アフリカ・グループなどの支援を得て、最も脆弱な国々が共同出資条件の負担、COPで採択されていないような追加的な基準や指標の存在、GEF規定で実現可能な適応プロジェクトの範囲の狭さなどの諸事情により、GEF資金へのアクセスが困難であることを挙げた。

コンタクトグループは、決定書草案(FCCC/SBI/2004/L.25)をCOPに送ったが、合意はされず、SB22へ持ち越しとなった。

決定書草案概要：

- ・特に以下の事柄に資金を提供する。
 - ；エネルギー効率、燃料転換、再生可能エネルギー、化石燃料の科学技術
 - ；運輸部門と産業部門に関する研究開発
 - ；運輸部門と産業部門における低炭素排出
 - ；農業における科学技術
 - ；植林と再植林
 - ；メタン回収のための固体および液体廃棄物処理
- ・特別気候変動基金が、7/CP.7で指定された地域における気候変動に関する活動、プログラム、測定に使用される
- ・特別気候変動基金は、以下に示すようなGEF、二国間協定、多国による基金の気候変動焦点に割当てられる情報の供給源への技術的援助を持続するために使用される。
 - ；化石燃料のエネルギー不使用の開発
 - ；経済多様化に貢献する部門への投資
 - ；測定へのインパクトを最小にする技術オプション実施
 - ；化石燃料の技術における温室効果ガス低排出の普及伝達の援助
 - ；燃料技術への一国の研究開発への援助
 - ；経済多様化している国、経済が極めて化石燃料に依存している国のエネルギー効率に

関するキャパシティービルディング
；温室効果ガス低排出への奨励への援助

(矢尾板 泰久)

9 今後の日程

9 - 1 政府専門家セミナーの開催

アルゼンチン大使のラウル・オヨラ・デストラダが、このセミナーの開催を提案した。日本も、米国のポーラ・ドブリアンスキー国務次官にセミナー参加を求めるなど重要な役割を果たした。

閉会プレナリーにて、COP10 副議長の Pomoshnikov 氏（ロシア）が、適応と緩和そして政策措置に関する行動について非公式な交換を促進するため、政府専門家のセミナーを、SB22 に連続する形で開催するという提案をした。インド、中国などの発展途上国は、事務局がセミナーの議事録を入手可能とすること、途上国によるさらなる約束に向けたプロセスに結びつける意図を持つものではないことを明記するよう求めた。EU、ロシアなどが反対した。アルゼンチンが、セミナーの議事録は締約国による検討のため事務局により入手可能なものとされるが、このセミナーは、新しい約束に結びつく交渉のために開かれるものではないことを念頭に置くとする文章を加えるよう提案し、締約国はこれに合意した。

合意内容の概要：

- ・次の事項について、非公式な情報交換を推進するべく開催する。
 - a) 効果的かつ適切な気候変動対策を展開し続けるための締約国に対する緩和支援および適応支援に関する行動
 - b) 国連気候変動枠組条約および京都議定書が規定する各国政府により採択され、既存のコミットメント実施を支援する政策および措置
- ・すべてのUNFCCC締約国は、セミナーで発表する機会を有する。
- ・附属書I締約国および非附属書I締約国の中からそれぞれ選ばれた専門家1名ずつがセミナーの共同議長となる。
- ・2005年5月の補助機関会合（SB22）に連続して行われる。
- ・今回のセミナーは新たなコミットメントを導くような何らの交渉を開始するものではないことを念頭に置きつつ、締約国が検討できるように、セミナー議事録が事務局によって提供される。

(矢尾板 泰久)

9 - 2 COP11 (COP/MOP1) について

2005年11月7日～18日開催予定のCOP11は、2005年前半にホスト国を募ることになった。なお、COP11は、京都議定書第1回締約国会合（MOP1）と併せて開催される。ホスト国を希望する申し出がない場合、COP11はドイツ・ボンで開催されることになる。

なお、SB22については、2005年5月16日～27日にドイツ・ボンにて開催が予定されている。

(矢尾板 泰久)

10 閉会

副議長の Nikolai Pomoshnikov (ロシア連邦) が、COP10 主催国としてのアルゼンチンに感謝する閉会の発言を行うとともに出席者と事務局に感謝し、閉会となった。

COP10は気候変動枠組条約発効10周年という節目であり、2005年2月16日の京都議定書発効を目前に控えた重要な会議となった。将来の行動に向けての政府専門家セミナー開催の合意も得られた大変意義のある会議だった。参加者は6151名となり、昨年のCOP9の時よりも千人も参加者が増えており、京都議定書が発効すること、世界各地で起こっている異常気象の影響などにより世界の人々の気候変動問題への関心が高まっていることを表している。実際、閣僚級会合においても、京都議定書の発効を祝う締約国が多数あった。また、気候変動による洪水・台風・氷河融解・砂漠化・熱波などの自国の被害報告が世界各地から発表された。

今後の課題は、炭素隔離・水素・第4世代原子力などの技術開発を推し進めているものの京都議定書に参加していない米国を取り入れ、中国・インドなどの温室効果ガス排出量が多い発展途上国も含めた世界的な協調により、温室効果ガス排出量削減のために世界が一丸となり次なるステップに向けて前進することだろう。

(矢尾板 泰久)

1.1 サイドイベント

1.1-1 経済産業省、GISPRI、IGES、IETA 共催のサイドイベント

【テーマ】Global Collaboration for Addressing Energy Issues in Developing Countries
(途上国でのエネルギー問題対応でのグローバルな協力)

【日時】12月13日18~20時

【概要】エネルギー効率化や再生可能エネルギー等の技術移転を含む将来における途上国のエネルギー問題に対する地球規模での協力体制について、日本を始め、中国、インド、米国の専門家及び政府代表との意見交換を目的に行われた。

【報告内容】

・基調講演：石谷久氏(慶應義塾大学教授)

グローバルなエネルギー問題に関して報告書のプレゼンテーションを行い、2030年までに世界のエネルギー需要は、60%増加し、途上国でのエネルギー投資は、7.9兆米ドルに達することを指摘した。またキャパシティービルディングに関する政府協力、エネルギー効率改善での民間部門との協力、「ユニラテラル CDM」プロジェクトの奨励、追加性テストとベースライン手法の簡素化を含め、エネルギー問題で可能な解決法を明らかにした。

基調講演を受け、6名のパネリストが石谷氏の講演内容及び産構審地球環境委員会将来枠組み検討小委員会の間とりまとめについてコメントを述べた。発言内容は以下のとおり：

・Chandrashekhar Dasgupta 氏 (インド大使)

中間とりまとめについて、エネルギーセクターにおける地球規模の実践的な協力構造を提案するものだとし、特に“it is not necessarily realistic to ask developing countries to participate in mitigation efforts in the same manner as developed countries”、及び京都議定書の代替案ではなく京都議定書の措置を生かした上で新しい提案を提供している点を挙げて高く評価した。又、CDMの新しいあり方(Others 部分)を指摘し、既存の技術を最大限に活用するような政策の重要性を強調した。その他、厳しすぎないクレジットの発行(“soft credits”)の奨励や、ジョイントベンチャーやライセンスによる現地生産者のエネルギー効率化の促進(雇用促進等追加的なインセンティブが存在する)、温暖化の影響に関する科学的知識の構築とアウトソーシングの活用(バリアが存在する場合はそれを取り除く)の必要性を述べた。なお、日本は地球全体における役割を担うべきでありとして、地域アプローチには反対した。

・Gao Feng 氏 (中国外務省条約局次長)

中間とりまとめについて、現状をベースに議論している点を高く評価し、すべてには同意できないものの将来枠組みをこの方向で議論していくことは正しいと述べた。同時に、この提案は国際レベルでの政策コンサルテーションに利用できると述べた。中国の現状としては、今後50年のエネルギー消費増加による排出量の増加を認めた上で、今が中国の経済にとっての歴史的な飛躍のチャンスであることを訴えた。(2000-2020におけるエネルギーセクターへの投資は1兆ドルに上る予定。原子力発電所100基の建設に対しては、

400億ドルの投資や約束されている。)気候変動全般に対しては、緊急に対策を取る必要性を指摘すると共に、CDM に対してはその利用が現在ではマージナルであることから、将来枠組みの交渉を行うにあたって CDM をどのようにリデザインするかが重要なタスクになるだろうと述べた。又、CDM を促進するためにはカーボンマーケットの拡大が不可欠であることを強調した。

・小西正樹氏(外務省地球環境問題担当大使)

低炭素経済に向けた行動の可能性を列挙したが、これには、ライフスタイルの変更、CDM プロジェクトの実施、技術移転のための貿易と開発の統合、そして現在・将来の国際政策枠組みに普遍的な参加を得るためのインセンティブとして技術を用いることが含まれている。

・Andrei Marcu 氏(IETA)

中間とりまとめに対して、新しい道を探求する素晴らしい作業だとし、他のパネリストと共に高く評価した。技術に関する議論については、技術は気候変動問題だけでなく地球規模の貿易問題でもあることを指摘し、資金の費用効率的な利用の重要性を述べた。又、EU-ETS とからめて、地球規模でのカーボンマーケットの必要性を強調し、カナダ及び日本とのリンクは技術的には完全に可能であると述べた。CDM に関しては、途上国における開発目標を実現させるためにも重要であるとの認識を示したが、CO₂ 以外のガスの削減を促進してしまっている点等を指摘し様々な問題を孕んでいることを示した。そして、どのようなプロジェクトが導入されるかはすべて「費用」によって決定されていると述べ、本来の意味で CDM を持続可能な発展に貢献させるためには、再生可能エネルギーや既存の技術を利用し大規模に行わなければならないとした。又、ベースラインをより分かりやすく簡単に設定するために、セクトラルアプローチの必要性も述べた。その他、2012年以降の制度の安定化も CDM を促進するための大きな要素であることも指摘し、民間と政府のバランスの取れたパートナーシップが不可欠であるとした。

・森脇昭夫氏(IGES)

日本のエネルギー効率化の現状とその経緯(オイルショック、トップランナー政策、省エネ法、政府における R&D 支援等)及び技術の研究開発の取り組みについて説明した。又、2005年3月までに気候変動対策推進大綱の見直しを行っていることを紹介した。

・Harlan L. Watson 氏(米国国務省気候変動問題上級交渉官)

中間とりまとめについては、政治的な現実をベースとした非常に利用価値のある研究であること、及び、外部の専門家や US や中国といった国々ともインフォーマルに意見交換を行ったこと等を指摘し高く評価した。技術に対する投資に関しては、大部分がアジアに流入しており、従来の ODA 頼りではなく投資の 90% が民間セクターによる FDI であること、民間と政府のパートナーシップが非常に重要であることを指摘した。(US としては、win-win 状況を探求している。)報告書から学んだ点としては、途上国の現状を十分に理解し(必ずしも国にとって気候変動対策が一番重要な問題ではない)特に命題である持続可

能な発展及び貧困削減への国家の取り組みに、気候変動対策を組み込んでいくことが非常に重要であることを述べた。

・質疑

Q1 (Greenpeace): 中間取りまとめ P42 の 4.2 で「数値目標を設定することは必ずしも効果的なアプローチではない」と述べているがなぜか。

A1 (石谷氏): 数値目標は不要であると言っているわけではない。短期的には数値的な目標は必要であるが、長期的(20 - 30年)に考えた場合、30年後の世界の技術開発程度等は現時点では分かり得ないため、設定すること自体が難しいため。

Q2 (Greenpeace): P42 の 4.2 パラ 3 の「次の約束期間は長く設定すべき」はなぜか。

A2(石谷氏): A1 と同じく、R&D も視野に入れた長期的なアプローチを考えているため。

A2 (坂本氏: 経済産業省地球環境対策室長): 京都議定書的な枠組みを残した上で、京都議定書のみでは達成できない部分を長期的な取り組みでカバーすることを考えている。つまり、短期の約束期間だと各国は既存技術をベースに戦略を立てるしかないが、長期の約束期間だと R&D を行う余地がでてくるため。

Q3 (Greenpeace): 技術革新としては、どのような技術を念頭においているのか。

A3 (石谷氏): 原子力を含む既存の技術全般と、炭素隔離、再生可能エネルギー等の新しい技術。

Q4 (オランダ): EU メンバーとしては、EU-ETS が導入されることもあり、複雑な CDM よりも IEA が提案している自主的な排出権取引制度等に魅力を感じる。日本はなぜ CDM を促進しようとしているのか。

A4 (石谷氏): 途上国における CO2 削減を行うためには CDM が一番得策であるため。

Q5 (オランダ): 中国・インド・US にとっては、エネルギー安全保障の問題が非常に重要なのではないのか。そのためにエネルギー効率化を進めようとしているのではないか。

A5 (Watson 氏): 特に現在は中東問題等により極めて重要な問題であるため、エネルギー安全保障にも役立ち温暖化防止にも貢献する win-win な取り組みを求めている。

A5 (Dasgupta 氏): エネルギー安全保障問題は非常に大きいですが、それのみでエネルギー効率化を行うわけではない。エネルギー効率化を達成するに当たっては費用の問題が大きい。

A5 (Feng 氏): 同 US・中国

Q6 (Energy Research Institute of China): SO_x と CO₂ は性質が異なり、SO_x は管理しやすい物質。基調講演資料 P.6 のように一人当たり SO_x 排出量と一人当たり GDP の関係を示した図から、一人当たりの GDP と CO₂ の一人当たりの排出量の動きを読み取ることは出来ないのではないか。

A6 (石谷氏): SO_x と CO₂ は性質が異なることについては同意するが、一人当たり GDP

の高い国はインフラが整備されていたり技術も持っていたりするという意味で、傾向を比較することはできるのではないか。

Q7 (IEA(Cedric Philibert 氏)): IEA の自主的目標について、BaU に近いところで目標を導入することによって国としてどのような CDM プロジェクトを行うべきかが見えてくる。このような取り組みは 2012 年以降まで待たずとも、今からできるのではないか。

A7 (Feng 氏): CDM の規模はカーボンマーケットの規模そのものを表していると思う。政治的立場から離れて自主的目標を考えた時、やはりカーボンマーケットがどのぐらいの規模なのか判断基準になってくる。折角自主的目標を設定して CDM を行っても、そのクレジットを売却できなければ意味がない(興味がない)。

A7 (Marcu 氏): 排出権取引と比較し、CDM はプロジェクトを実施するだけでも費用がかなりかかる。カーボンマーケットは基本的には削減目標達成のために存在する市場であり、マーケットの規模はロシアがホットエアをどうするか等にも影響を受けるため今後どうなるか判りようがない。

Q8 (ADB): CDM の現行制度は pay on delivery だが、このような投資形態では途上国はやる気が起こらない。附属書 I 国やその他の国々でパートナーシップを組み、upfront investment を実現することは出来ないのか。

A8 (Feng 氏): その点についてはまだ解決案がないので答えられない。UNFCCC という国際的な枠組みの中で、そのようなことが可能になるような機会を模索しているところ。

Q9 (ADB): 中国においてどのような政策を取れば、低炭素排出技術が採用されるのか。

A9 (森脇氏): 日本で成功した政策がそのまま途上国で利用できるわけではない。それぞれの国にフィットした政策及び技術を検討しなければならない。

Q10 (Natural Resource Defense Council): エネルギー安全保障問題だけがエネルギー効率化技術の採用促進のドライバーになるのか。

A10 (Watson 氏): 他の理由もあるが、US ではエネルギー安全保障問題は大きい。

(蛭田 伊吹)

1.1 - 2 サイドイベントの全体概要

COP では政府代表団の交渉と併行して会場内の小部屋などでサイドイベントが行われる。会期中、約百数十 余りのイベントが開催された。約 100 の公式イベントと、36 の IETA¹ と WBCSD² の共催イベントがその中心である。

今年のテーマとして目立ったのは、

CDM / JI に関するもの(公式イベント 13 件、IETA イベント 12 件)

実際のプロジェクトで得た知見について紹介するイベントを中心に契約や法的側面、追

¹ IETA: International Emissions Trading Association(国際排出量取引協会)

² WBCSD: World Business Council for Sustainable Development(持続成長世界実業会議)

加性、統合された方法論など様々な観点からのイベントがあった。

2013 年以降の枠組・長期視点での政策に関するもの(公式イベント 14 件、IETA イベント 2 件)

2005 年からの本格的な検討を目前にして 2013 年以降の第 2 約束期間以降の枠組について議論するものが予想通り多く行われた。

気候変動の影響や適応(adaptation)に関するもの(公式イベント 15 件)

COP における途上国側からの適応に関する要求の高まり及び異常気象が多発している昨今の状況を受けて、気候変動の影響やそれに対する先進国と発展途上国の協力による適応などに関するテーマが例年より多く見受けられた。

各国独自の取り組みに関するもの(公式イベント 14 件、IETA イベント 2 件)

上記・と重なるところもあるが、特定の先進国・発展途上国および特定地域の温室効果ガス削減の取り組みが多く開催された。

排出量取引に関するもの(公式イベント 2 件、IETA イベント 6 件)

来年 1 月より始まる EU 排出枠取引に関するイベントは予想より少なかった。EU 排出量取引市場と日本・カナダ・ロシアやアメリカの州レベルの排出量取引市場とのリンクについての可能性について取り上げたイベントもあった。

そのほかに数は少なかったが、石油業界等産業界からの自主的取り組みに関する発表もあった。

1.1.3 サイドイベント個別傍聴一覧表

NO	ページ	主 催	テ ー マ
1	P 51	International Union of Railways	運輸部門における京都議定書の遵守
2	P 52	NEDO、アルゼンチン厚生・環境省、持続的開発・環境庁	日本とアルゼンチンによる産業技術による地球環境問題への取り組みと展望
3	P 53	IETA	統合された方法論について
4	P 55	Canada Climate Change Development Fund	カナダ気候変動開発ファンド
5	P 56	UNFCCC	付属書 I 国の新しいインベントリー報告ソフトと関連機器開発
6	P 57	World Meteorological Organization/UNEP IPCC	2006 年版 IPCC ナショナルインベントリーガイドライン
7	P 57	日本政府	アースシュミレーターによる気候変動予測と関連した調査結果
8	P 58	Permanent Court of Arbitration	柔軟性メカニズム契約での紛争解決法
9	P 59	ドイツ政府	ドイツの開発協力における緩和と適応の方向性
10	P 60	IETA	2012 年までと 2012 年以降の世界的な排出量取引の推測
11	P 61	ペルー政府	ラテンアメリカにおける CDM

1 2	P 62	IETA / WBCSD	排出削減への取り組み：部門別アプローチ
1 3	P 65	電気事業連合会、EEI(米国) EURELECTRIC (EU)	持続的開発と温暖化対策における電力の貢献
1 4	P 66	International Energy Agency	気候変動におけるエネルギー見通し
1 5	P 67	PEW CENTER	オプションと洞察力：国際的な気候努力の促進
1 6	P 68	WBCSD	エネルギーと気候変動に関する 2050 年までの事象と傾向
1 7	P 69	IETA	EUETS とリンク指令：何がもたらされるのか
1 8	P 70	Insurance Initiative and UNEP	炭素社会解決に向けての金融の役割
1 9	P 71	ASEAN	アセアンのエネルギー部門における CDM の実践から学ぶこと

1 1 - 4 サイドイベント個別傍聴報告

(1) Keep Kyoto on track(運輸部門における京都議定書の遵守)

【主催】International Union of Railways (UIC)

【日時】12月6日13～15時

【概要】運輸部門からの温室効果ガスは急成長しており、排出総量の26%を占めている。鉄道など公共交通機関を柱として、持続可能な交通システムを目指すべきであるとの問題提起が行われた。

【報告内容】

・Harald Diaz-Bone 氏 (UNFCCC)

運輸部門のGHG排出量は90年比02年で21%と急増している。特に国際航空部門は、45%も伸びている。運転者数の増加等運輸活動自体の増加がその大きな要因であり、エネルギー効率化等の政策オプションが不十分であり、市民のための技術開発、成長を阻害しない計画作りなどに取り組むべきである。

フィンランドにおいては、90年からの10年間でGDPが39%増加したにもかかわらず、ハイテク産業へのシフトや環境統合的な政策の実行が、運輸部門の二酸化炭素排出量が横ばいであることの原動力になっている。

・Lloyd Wright 氏 (GTZ)

UNFCCCの枠組みの下では、運輸部門は緩和(mitigation)に関して大きな役割を果たしていない。燃料転換は短期的には価格競争力があるとはいえ、公共交通機関や非自動車化へのシフトが有効である。コロンビアのボゴタ市におけるbus rapid transitプロジェクトは、個人から公共交通機関への転換に成功した。自動車使用の制限や自転車レーンの設置なども行われた。

・Mad Bergendorff 氏 (UIC)

鉄道は旅客・貨物双方の輸送に関して、他の交通機関に比べて安いコストで運営できる。鉄道へのモーダルシフトの促進が必要であり、そのためには、それぞれの交通機関の価格が実際の価格を反映していなければならない。鉄道設備への実質的な投資やモーダルシフ

トに向けての政治的なリーダーシップが必要である。

・Robin Carruthers 氏 (世界銀行)

GEF による資金援助を受けている四つのプロジェクトを通じて運輸部門からの削減を目指している。これらのプロジェクトは公共交通機関へのモーダルシフトを目指し、ポゴタ市のように高い収益性に向けて取り組んでいる。

・Susana Martins 氏 (ヨーロッパ鉄道産業組合)

ヨーロッパの鉄道業界は持続可能な交通システム作りにより深くコミットすべきであり、公共交通機関の軸となるべきである。

(阿部 秀樹)

(2) 日本とアルゼンチンによる産業技術による地球環境問題への取り組みと展望

【主催】NEDO、アルゼンチン厚生・環境省、持続的開発・環境庁

【日時】12月7日 10～12時

【概要】日本の政府関連機関・企業、アルゼンチンの政府・大学等から地球温暖化問題、特に CDM に関する取り組みが紹介された。

【報告内容】

・NEDO の気候変動防止およびエネルギープロジェクト

(NEDO エネルギー対策部統括主幹：本多隆氏)

日本の CO2 排出状況と NEDO の気候変動防止およびエネルギーに関する取り組み (太陽光・風力・燃料電池・省エネ・CDM/JI フィージビリティ調査等) の紹介。

・日本の ODA と JICA の役割

(JICA 天然資源部技術協力コーディネーター：パトリシア山本氏)

JICA は ODA の技術協力分野の実行機関として、専門家の派遣や研修生の受け入れなどを行っている。特にアルゼンチンに対しては経済の活性化、社会開発、環境保護、南南協力など年間 1,530 万ドルの事業に取り組んでいる。

・JETRO の CDM 開発への取り組み

(JETRO プエノスアイレス事務所長：稲葉公彦氏)

日本には CER に対する膨大なニーズと環境に関する高い技術力がある。JETRO は、企業仲介のノウハウを有しており、CDM 開発プロジェクトにおいて日本と中南米企業の橋渡しの役割を担うべく活動している。

・京都メカニズム関連プロジェクトの支援における JBIC の役割

(国際協力銀行京都メカニズム担当審議役 西山洋平氏)

京都メカニズム関連プロジェクトとして 世界銀行 PCF への出資、 CDM/JI プロジェクトへの資金面での支援、 ホスト国でのキャパシティビルディングの構築支援、 IETA・世界銀行との MOU の締結、 日本温室効果ガス削減基金への出資などに取り組んでいる。

・トヨタアルゼンチンの環境問題への取り組み

(トヨタアルゼンチン S.A 環境・総合安全責任者 Sergio Castro 氏)

環境方針の策定、ISO14001 の取得を始めとするトヨタアルゼンチンとしての環境マネ

ジメントや廃棄物コントロール、ディーラーへの働きかけなどに取り組んでいる。

・中南米における CDM プロジェクトと J-POWER の展望

(電源開発(株)経営企画部 ワシントン事務所 塚田夏樹氏)

J-POWER は石炭火力発電所が中心であり、リスクヘッジのため、CDM 事業に力を入れている。MGMIInternational 社と協力して、中南米で再生可能エネルギーや燃料転換、コージェネレーション、メタン回収などに取り組んでいる。

・アルゼンチンの気候変動政策 □ 現在と将来の CDM プロジェクト

(アルゼンチン厚生・環境省 持続的開発・環境庁 CDM 事務所長 Nazareno Castillo Marin 氏)

アルゼンチンは京都議定書を 2001 年に批准し、メタン回収やバイオ燃料、森林保全プロジェクトなどの CDM プロジェクトを目指している。資金繰りが一番の課題となっている。

・Olavarria ランドフィルガス回収プロジェクト

(セントロ国立大学工学部電気機械工学科長 Gabriel Blanco 氏)

Olavarria 市の後援を得てごみ処理場のバイオガス回収の小規模 CDM に取り組んでいる。地域住民にも水の供給等メリットがある仕組みを考えている。

・アルゼンチンの 2012 年までの温室効果ガスシナリオ

(アルゼンチン持続的開発企業連盟理事長 Raimundo Florin 氏)

アルゼンチンの排出量を複数のシナリオを構築して算定すると、97 年と比べて 2012 年までに 16~20% の増加が見込まれる。エネルギー産業と家畜、運輸で排出量の約 60% を占めている。クリーンな燃料や進んだ技術の導入などによる削減努力が将来的な発展や投資につながるものと考えている。

(阿部 秀樹)

(3) Consolidated methodologies (統合された方法論について)

【主催】IETA

【日時】12月7日 10~12時

【概要】2004 年に CDM 理事会によって出された 2 件の統合された承認済方法論 (Approved Consolidated Methodology。以下、ACM) は、それによって個別の新方法論を提出して審査を受けなければならないという手間や費用を大きく省くため、多くのプロジェクト関係者が切望していたものである。その CM の成果について DNV、MGMI International、EcoSecurities、Holcim (国際的なセメントメーカー、本社: スイス) 及び CDM 理事会メンバーが意見交換を行った。

【報告内容】

全体として、ACM が作成されたことについては全員がそれなりに評価したが、その内容についてはそれぞれ問題を指摘した。特に、DNV の Telnes 氏は今後半年から 1 年待たないと本当の結果は分からないとし、Vanderborgh 氏 (Holcim) は今後の方向性として、ベンチマーキング式の CDM (パフォーマンス・スタンダードに基づいた方法論) を主張

した。

各発表者の発表内容は以下のとおり。

・ **Einar Telnes 氏 (DNV)**

統合された方法論（以下、CM）は個別方法論の単なる寄せ集めてあってはならない。柔軟なアプローチに対応しなければならず、どのような場合にどのような方法を使うといったオプションを提示するものでなければ意味がない。現在 2 つの分野において ACM が提示されたが、この 2 つの分野のプロジェクトすべてがこの ACM を利用できるわけではないため、個別の方法論も同等に扱うことを忘れてはならない。今後は、CM を利用したケースと個別の方法論を利用したケースでどのような差があるのか比較する作業が必要となってくる。Meth パネル、CDM 理事会、プロジェクト関係者のコミュニケーションが非常に重要である。

・ **Sonia Medina 氏 (EcoSecurities)**

CM はもっと包括的であるべきであり、現在出ている ACM は柔軟性がなさ過ぎだが、作成されたことについては評価する。EcoSecurities は 4 年前から 45 件のプロジェクトを扱っているが、そのうち CER が発効されたものはまだない。CDM にとってタイミングが非常に重要なファクターであるにもかかわらず現状は大きな問題を抱えている。クレジットの発行や移転、アカウントのあり方等まだ不確定要素があまりにも多いが「learning by doing」で進めていくことになっているため、ある意味どうしようもない。しかし、それによって CDM が間違っている部分が多いのではないかと。Meth パネル、DOE、産業界の意見交換が不可欠であり、建設的な CM の作成方法が必要。又、プロセスのスピードアップも必須。

・ **Bruno Vanderborcht 氏 (Holcim)**

ACM が作成されたことは評価するが、現在出ているものは適切ではない。より簡単で透明性が高く現在の競争構造に影響を与えないものにすべき。CDM のあるべき姿と現状には大きなギャップがあり、それが企業内で CDM と気候変動対策の信頼度を落としている。一番の問題は、方法論が企業の意図（intention）を評価するものである点。プロジェクトを実施するかどうかは、投資採算指標（IRR）や正味現在価値（NPV）によって決定されるわけではなく、どの企業の経営方針によるものであるが、その手の内を公開出来るわけがない。又、投資追加性はホスト国の持続的な発展につながるのではない。途上国は本当に「CDM がなかったら出来なかった」という技術移転を求めているのだろうか。

方法論はプロジェクトのパフォーマンスを評価し、企業のインテションを評価すべきではない。パフォーマンスを評価する「パフォーマンス・スタンダード」を中心とした CM を関係者で協力して作成すべき。

・ **Gautam Dutt 氏 (MGM International)**

新方法論の承認プロセスはあまりにも遅く、その殆ど問題は追加性。従って追加性ツールは役立つと思われる。MGM は CM が承認されるまでに何度もコメントを提出するが殆どが無視されており、最終的なものは問題を多く孕んでいる。現状では、次に動く者（second mover）の方が得する状態。

・ **Georg Borsting 氏 (CDMEB 副議長)**

方法論をボトムアップで集めていくという方法は EB が決定したわけではなく締約国の合意で決められたこと。従ってそのアプローチを勝手に変えるわけにはいかない。やはり CM は必要であるが、CM の質は個別の新方法論によるインプットの質に左右される。従って CM はすべてのファイナルアンサーではない。ACM に利用されている個別の方法論も継続して有効であり、それらも必要であれば利用して欲しい。なお、Meth パネルの人的・資金的資源の欠如は大きな問題である。パフォーマンス・スタンダードについては非常に興味がありもっと知りたい。

傍聴席からは、パフォーマンス・スタンダードについて、1)セクター別の intensity target のようなものであるためプロジェクトによる CER の絶対量はどのように分かるのか、2)マラケシュ合意の改正なくしてそのようなことが出来るのかといった質問が出された。Vanderborcht 氏は、1) に関して、intensity target(または効率性目標)×生産量で計算するとし、そのような目標設定はポスト京都の議論の第一歩としてふさわしいとした。2) については特に必要ないと述べた。又、中国からの参加者は方法論の公平性についての考察を求めたが、Telnes 氏は、方法論は客観的な事項であり公平性の問題とあわせて考えることはふさわしくないと述べた。

(蛭田 伊吹)

(4) Canada Climate Change Development Fund(カナダ気候変動開発ファンド)

【主催】Canada Climate Change Development Fund (CCCDF)

【日時】12月7日 18~20時

【概要】CCCDF の途上国における適応(adaptation)の取り組みとそこで得られたベストプラクティスや知見について紹介された。

【報告内容】

・カナダの気候変動への取り組み

CCCDF は 5 年間に 1 億カナダドルを気候変動政策に支出するプログラムで、気候変動対策と同時に持続可能な発展や貧困の削減を目標としている。気候変動のためのキャパシティビルディングや排出削減、適応、吸収源活動などを対象としている。ファンドは後発発展途上国ファンドに 1 千万ドル貢献している。

キャパシティビルディングにおいては、中国の National Communications 作成の支援やナイジェリアの DNA の設立、アルゼンチンの利害関係者の意識啓発と 3 箇所の潜在的 CDM プロジェクトの支援、チェニジアの専門家の育成などに貢献している。

排出削減においては、内モンゴルの 2 箇所の太陽光設備の支援、5 箇所の中南米におけるインベントリーの確立、南アフリカにおける 625,000 t の潜在的削減量の実現に向けた取り組みなどを行った。

吸収源活動としては、パラグアイの地域社会に対する持続可能な土地利用の実践や東チモールの村への果樹の導入による生活改善、インドネシアにおける森林保全活動などを行った。

適応対策としては、エルサルバドルの脆弱性を減少させる施策の実施、西インドの大学における気候変動リスクマネジメントコースの設置、インド農業における脆弱性の明確化

等に取り組んだ。

これらを通じて得た教訓として、パートナー国の利害関係者を巻き込むこと、気候変動プロジェクトの構築には5年から8年くらいは必要であること、気候変動と発展に関する相互の連携を計画時から理解することがプロジェクトの成功につながることに、このようなタイプのファンドが活動の基礎作りに役立つこと、地理的な広がりを許容すること、信頼関係構築能力の向上を支援することなどがあげられる。

*このあと太平洋地域の島嶼国とバングラディッシュにおける適応のためのキャパシティビルディングの活動などが具体的な事例として紹介された。

(阿部 秀樹)

(5) New Annex I Greenhouse Gas Inventory Reporting Software and Related Developments(付属書I国の新しいインベントリー報告ソフトと関連機器開発)

【主催】UNFCCC

【日時】12月8日13~15時

【概要】付属書I国の新しいインベントリー報告ソフトについて紹介された。

【報告内容】

・2000年以来、延べ260カ国の1,745のインベントリーが提出されており、下記の課題がある。複雑化し、データ数が大量になっている、部門間の相違や例外が一般的なモデルのデザインと実行を困難にしている、複雑な現在の構造をフォローしやすいデザインに置き換える、CRF1999とCRF2002の対応関係のマップを作成する。

・Halldor Thorgeirsson氏(UNFCCC)

京都議定書の発効を迎えて、インベントリー報告の重要性は増加している。インベントリー報告が気候政策のバックボーンといっても過言ではない。

・James Grabert氏(UNFCCC)

CRF(共通報告書式)の報告用ソフトウェアの開発がGHGの報告を促進するため、COP8にて決定した。このソフトウェアはNational Focal Pointsに届けられ、インベントリー作成に使われている。

・Tleussen Temertekov氏(UNFCCC)

現状の事務局のソフトウェアのツールとデータベースの概要や開発計画を紹介した。データベースは複雑であり、大量のデータが様々な形式で含まれている。今後は、LULUCFのデータを含んだ形式やデータ入力容易なWebベースのシンプルな形式、既存のデータベースの拡大やより自動化してデータの質が高いツールなどを考えている。

・Vincent Laliou氏(UNFCCC)

ソフトウェア開発の経緯を説明し、新しいソフトウェアのデモンストレーションを行った。中でも特徴や一貫性、完全性、再計算機能、オプション機能、提出準備機能などを紹介した。

・Roberto Acosta氏(UNFCCC)

各国の参加者に対し、ツールをテスト的に使用し、問題点と推奨すべき点を事務局に報告するように依頼した。

その後の質疑で数名の参加者から現状のソフトに満足しているが、データの扱いをより自動化してほしい旨の要望が表明された。

(阿部 秀樹)

(6) 2006 IPCC Guidelines for National GHG Inventories

(2006 年版 IPCC ナショナルインベントリーガイドライン)

【主催】World Meteorological Organization/UNEP IPCC

【日時】12月8日 18～20時

【概要】IPCCの2006年版ナショナルインベントリーガイドラインについて紹介された。

【報告内容】

・ Simon Eggleston 氏 (IPCC)

IPCCのガイドラインはUNFCCCの目標達成のために重要である。2006年版は5項目から構成されている。横断的な課題と報告様式、エネルギー、工業プロセスと製品使用、農業と森林および土地利用、廃棄物である。また直接・間接の二酸化炭素の排出が2006年版でどのように扱われるか言及した。

・ William Kojo Agyemang-Bonsu 氏 (IPCC)

工業プロセスと製品使用において核心的な課題がある。現在のガイドラインにおけるGHGと排出源を取り上げ、新しいGHGと排出源の分野について言及した。

・ N.H.Ravindranath 氏 (IPCC)

農業と森林および土地利用分野においては1996年以来多くの経験の蓄積がある。新しいガイドラインでは、土地利用の分類などの課題を明確にし、利用者に使いやすい内容を目指す。

・ Riitta Pipatti 氏 (IPCC)

廃棄物分野においては、大きな変化と改善がある。国別の廃棄物の取り扱いの多様性に着目し、廃棄物マネジメントにおける変革を取りあげている。

・ Kenneth Skog 氏 (IPCC)

伐採後の木材製品に着目し、伐採後の木材製品を土地から除去したすべての木材原料と定義した。グッドプラクティスガイダンスの目標が新しいガイドラインに影響している。新しいガイドラインは中立なアプローチを目指し、炭素貯蔵量の見積もり方法について説明した。

・ Dario Gomez 氏 (IPCC)

エネルギー分野について参照となるアプローチに特に焦点を当てて、1996年版からの改善点を紹介した。

(阿部 秀樹)

(7) Climate change projection by the Earth Simulator and related research outcomes (アースシュミレーターによる気候変動予測と関連した調査結果)

【主催】日本政府

【日時】12月9日 13～15時

【概要】海洋研究開発機構(JAMSTEC)によるアースシュミレーターによる気候変動予測と関連した調査結果について紹介された。

【報告内容】

・重富徹氏(JAMSTEC)

アースシュミレーターによる気候変動予測に焦点を絞った日本の温暖化に向けての研究内容の概要について紹介が行われた。

・近藤洋輝氏(地球環境フロンティア研究センター)

日本の研究は様々な地球・地域の気候モデルに基づいており、複数の温暖化シュミレーションや地域の異常気象のモデル、温室効果ガスの集中化の影響を反映したモデル開発から成り立っている。この研究成果はIPCCの第4次報告書に貢献するだろう。

・西村嘉晃氏(電力中央研究所)

日本の研究は、気候変動による人為的な被害を避けるにはどのくらいのレベルに温室効果ガスを安定させるかを決定するために役立っている。

・Matthew Collins氏(Hadley Center)

日本と英国の気候学者の共同研究を通じて近年の英国の気候変動研究に貢献したことを紹介した。

・Jose Marengo氏(ブラジル気象予報・変動研究センター)

今までハリケーンは南大西洋では発生していないことが知られていたが、ハリケーン“カタリナ”が2004年3月にブラジルを襲い、大きな被害をこうむった。これが、気候変動の影響による異常気象なのか議論の分かれるところだ。

・西岡秀三氏(国立環境研究所)

日本国内の幅広い研究にスポットを当て、温暖化が様々な産業や生態系、人々の生活に重大な影響を与えることを実証した。今年の台風などの被害は2千億円に及ぶという。気温上昇を2度以内に収めるためには、厳格な温室効果ガスのコントロールが必要であると強調した。

その後、サイクロン多発の背景や社会への影響、シュミレーターの対象範囲の拡大などについて質疑が行われた。

(阿部 秀樹)

(8) Dispute settlement in flexible mechanism contracts

(柔軟性メカニズム契約での紛争解決法)

【主催】Permanent Court of Arbitration (PCA)

【日時】12月9日18~20時

【概要】CDMを中心とする京都メカニズムの柔軟措置の契約に関して争点になった場合の対応方法について事例が紹介された。

【報告内容】

・Dane Ratliff氏(PCA)

CDMプロジェクトにより、国家間のみが関わる紛争、または国家と民間当事者が関わる紛争が生じる可能性があることを指摘した。柔軟性メカニズム契約に関する紛争解決で、

仲裁が有益であることを強調し、いくつかの二国間投資協定で、CDM プロジェクト投資家に対する仲裁条項が盛り込まれていると述べた。

・Werner Grau Nero 氏 (Pinhero Neto Advogados)

ブラジルの CDM プロセスが、承認プロセスの遅さや持続可能性基準での不確実性により、理解しにくいものとなっていることに留意した。また法制度の非効率さを指摘し、仲裁が、ブラジルの CDM プロジェクトにとり最善の紛争解決手段であることを強調した。

・Stefan Raubenheimer 氏 (South South North)

北側の購買者が CDM 契約書を作成する機会が多いと述べ、最善の紛争解決手段について、南側の参加当事者を教育することの重要性を強調した。また CDM プロジェクトの持続可能な開発に対する貢献を決定づけるのは複雑な作業であり、認定国家当局(DNA)の裁量にあると述べた。このことは、DNA の行政裁定に対する審判に結びつく可能性があるため、民間当事者にリスクを与えることになる。

・Chester Brown 氏 (Clifford Chance)

現在の EU 排出量取引スキームを取り巻く不確実性として、主権者免除、および法的救済策での不一致を挙げ、排出割当量の法的特性が、その税制上や破産法上の取り扱いに影響すると述べた。一方の当事者が、契約した排出削減量を提供できない場合、それぞれ異なる法的結果を必然的に伴う、3つの契約モデルがあることを指摘した。また仲裁が紛争解決オプションとして最善のものであることを強調し、契約当事者は特別仲裁および制度的仲裁のどちらかを選択しなければならないと述べ、仲裁裁定の執行を強調した。

参加者からはマラケシュ合意に規定するもの以外の承認書に条件を課す CDM 理事会の権限に、疑問を投げかけられた。Ratliff 氏は、民間企業の CDM プロジェクトへの参加認可での、附属書 I 締約国の法的責任は、まだ確定されていない疑問点であり、各国の裁判所で取り上げられる可能性が高いことを指摘した。参加者は、CDM プロジェクトに対する各地方当局の関心を強調し、この問題は特に注目するに値すると述べた。Ratliff 氏は、ホスト国の京都議定書からの撤退は、その国での CDM プロジェクトから認証排出削減量が実現しないことを意味すると述べた。

(阿部 秀樹)

(9) Mainstreaming mitigation and adaptation into German development cooperation-examples from GTZ (ドイツの開発協力における緩和と適応の方向性)

【主催】ドイツ政府

【日時】12月10日 10時30分～12時30分

【概要】ドイツは、開発協力活動の一環として、気候変動の緩和と適応の要素を組み込もうとするアプローチを各国で行っている。

【報告内容】

・Kerstin Dietrich 氏 (GTZ)

ドイツの気候保護政策の概要を紹介。基本的にはエネルギー効率の向上と再生可能エネルギーの導入を通じて温室効果ガスの排出量と経済成長の伸びを緩和することを目指す。

・ R.K.Sethi 氏 (インド環境・森林省)

インドにおける CDM に関して明るい見通しを持っている。好調な経済とビジネス社会、熟練した CDM コンサルタント、十分に整った法制度がある。通常 60 日以内に CDM の承認が得られる。現在 37 のプロジェクトがホスト国としての政府からの承認を得ている。

・ Pamposh Bhat 氏 (CDM - India)

公的・私的両面のキャパシティビルディングの向上を通じて CDM の制度化を促進するインドとドイツの二国間のプログラムが質の高い CDM プロジェクトを育成する。CDM - India はインドの DNA および CDM 開発に力を入れる大企業との協調を目指している。

・ Elisabeth Mauslf 氏 (GTZ)

GTZ の適応政策は、ドイツの開発協力活動に適応の要素を組み込もうとする全般的なアプローチに基づいている。主要な分野として水資源、農業、地上の生態系、海岸地域、人間の居住地域と健康が含まれている。GTZ はマリにおいて多様な利害関係者を尊重したアプローチを重視しており、関係者間のコミュニケーションや農業方法の改善、土壌浸食対策などに力を入れている。

・ Robert Dilger 氏 (GTZ)

GTZ はニカラグアにおいて持続可能な資源マネジメントプログラムを実施しており、既存のプロジェクトに追加的に行われ、政策アセスメントや土地利用計画、起業家スキルの開発などから成り立っている。

・ Liana Bratasida 氏 (インドネシア環境省)

2004 年の 10 月に京都議定書を批准し、DNA がまもなく設立される予定である。

(阿部 秀樹)

(10) Implications of global emissions trading up to 2012 and beyond

(2012 年までと 2012 年以降の世界的な排出量取引の推測)

【主催】 IETA

【日時】 12 月 10 日 13:00 ~ 15:00

【報告内容】

当サイドイベントでは、欧州電気事業者連盟 (Eurelectric) の Bill Kyte 氏と ERM 社 (Environmental Resources Management) の Lee Solsbery 氏が、共同してプレゼンを行った。Lee Solsbery 氏は、以前国際エネルギー機関 (IEA) エネルギー環境部門部長、テキサス州政府エネルギー部門、米国ホワイトハウス行政予算管理局に在任していた。

将来の排出量取引の関係について考えると、まず三点考えるべきものがある。一点目は京都についてであるが、これは三つに分かれる。「京都と京都以外を分けた世界」、「京都と京都以外をリンクさせた世界」、「京都が無い世界」。二点目は影響を与えるものであり、33 ほどの事項が挙げられる。サイドイベントにおいては、33 全てを提示しなかったが以下のものを例として挙げた。「目標、経済成長、ペナルティー、温室効果ガス、排出枠、附属書 B 国以外からの供給、バリエーションの減少、リンク」など。三点目は、ロシアが京都シナリオに含まれている状況とそうでない状況。これらの三つの考えるべきものを考慮すると、非常に多くのシナリオが存在する。簡単な式で言えば、 $3 \times 33 \times 2$ となる。

そして、どのシナリオも以下の事を考慮しなくてはならない。大気中の温室効果ガスを550ppmに安定させること、IEAの2050年へのエネルギーの持続可能な開発シナリオ。しかし、大気中の温室効果ガスを550ppmに押さえる目標は、排出ガスごとの世界での共通目標数値などの劇的な影響をもたらす。

【排出量遵守コスト予測】

- ・ロシアが京都に参加していない場合
目標遵守コストおよび排出枠の市場取引価格は約二倍になる。
- ・ロシアのホットエアーが無い場合
2012年までロシア、ウクライナ、東ヨーロッパのホットエアーは主にEUと日本に売却されるであろう。もし、ホットエアーが無い場合、遵守コストは43%～60%跳ね上がる。
- ・米国がマケイン&リバーマン法案を受け入れた場合
需要が増加し、附属書B国の遵守コストは3倍～6倍になる。
- ・2013年から2022年において、EUが大気中CO₂濃度を550ppmになるように、EU内でのみ排出量取引を行った場合
遵守コストは3倍になる。
- ・GDPが突出して増加した場合
遵守コストは2倍～4倍になる。
- ・GDPが突出して減少した場合
遵守コストは3分の1～7分の1になる。
- ・排出量を削減するオプションが半減した場合
遵守コストは二倍になる。

世界のBAU排出量の主な削減は世界全体の国々の参加が必要であり、京都の延長線での高い目標設定が重要となる。目標達成については、低コストで解決することが重要であり、長期間の目標設定、市場に基づいた投資、京都メカニズムの活用、世界各国の排出量取引がリンクした世界レベルでの排出量取引、全てのセクターの貢献がとても重要である。

(矢尾板 泰久)

(11) CDM in Latin America: A way already paved for investments

(ラテンアメリカにおける CDM)

【主催】ペルー政府

【日時】12月10日18～20時

【概要】ラテンアメリカは大きな CDM 市場を持ち、DNA も整備されている。

【報告内容】

・Maria Teresa Szaur 氏 (Andean Corporation of Promotion (CAF))

ラテンアメリカは CDM 市場と CDM を実施する能力に関して成長力と広がりをもっており、精力的な枠組み作りが行われている。

・Christiana Figueres 氏 (CAF)

ラテンアメリカは気候政策の中でリーダーシップを発揮しており、ほとんどすべての国

が気候変動枠組み条約と京都議定書を批准している。ラテンアメリカは CDM のリーダーである。第一に、ラテンアメリカにおいては質・量・多様性のある CDM プロジェクトのポートフォリオがある。そして CDM を開発・実施していく上での専門性を持ち、民間部門のかかわりも深い。CDM のリスクに対する支援措置として、ベリフェケーションからサーティフィケーションまで DNA が包括的な範囲のサービスを行い、地域開発銀行が取引コストの削減活動を行っている。持続可能な開発に対する CDM の貢献は大きく、社会的・経済的な利益を生んでいる。ラテンアメリカは 2012 年以降の枠組みの中でも CDM に参加する能力を持つ。

ラテンアメリカ各国の代表から自国の CDM 取り組み体制の紹介がなされた後、質疑が行われた。参加者からは公的部門と民間部門の利益に関する潜在的な争いをどのように解決するかについて疑問が出され、国家開発戦略の中ですべての部門が CDM にかかわっていくことの重要性が強調された。また運輸部門でも温室効果ガス削減に貢献できることが指摘され、CDM 開発において運輸部門が見過ごされがちになることに疑問が投げかけられた。

さらに HFC 関係のプロジェクトに関する質問があり、ラテンアメリカでは検討されていない旨の回答があった。DNA の資金に関しては、公的予算と、プロジェクト評価費用や国際協力から調達されている旨の回答があった。一方、ラテンアメリカの DNA の経験を他の資金団体に伝えるべきとの提案があった。また投資家をひきつけるためには、提案プロジェクトの質を確保することが必要であると強調された。

(阿部 秀樹)

(12) Addressing emissions reductions: a sector-based approach

(排出削減への取り組み：部門別アプローチ)

【主催】IETA / WBCSD

【日時】12月10日13~15時

【概要】排出削減活動による排出削減量の算定のベースラインとして部門別にベンチマークを適用することを議論するために主催された

【報告内容】

・Mahua Acharya 氏 (WBCSD) からの趣旨説明

ベンチマークとは reference のこと。ここではベースラインの代案 (proxy) として (同種の技術に適用できる) のベンチマークについて議論をしたい。ベンチマークの長所は、プロジェクトごとのベースラインにない客観性が得られることや簡便であることである。ベンチマークを proxy とする考え方は、GHG プロトコル プロジェクト・モジュールの中で策定中である。その手順は、代替技術のリストアップ、排出係数の算定、stringency level の適用である。ただし、ベンチマークを策定するには stringency level の選択や、統計的な多くのデータが必要であること、信頼性、additionality の問題など、検討すべき課題が多くある。今回はベンチマーク設定についての各業界の考え方を発表してもらい、ベンチマーク策定の参考にすることを目的としている。

・ Maruco Bedoya 氏 (CEMEX)、 Bruno Vanderborght 氏 (Holcim)

生産物や容量等の変化を考慮に入れたベンチマークの設定が必要。

ベンチマークは将来的な排出削減を奨励するものであるべき。

地理的範囲や社会・経済的状況、資源利用可能性、設備の寿命などを考慮する必要がある。

また、ベンチマーク策定には NGO や研究者、産業部門等マルチ・ステイクホルダーの意見を聞くステップが必要。

・ 尾崎 裕氏(大阪ガス)

日本のガス業界の排出削減の取り組みとして、ガス製造・供給にかかる CO₂ 排出量を 73g-CO₂/m³ (90 年度) □ 23g-CO₂/m³ (2010 年度) とする。主な手段は天然ガス転換、冷熱利用等である。今後、さらに削減を進めていく上では、各社が取り組む必要があり、業態に応じた適切な分類分けをした上でのベンチマーク目標の設定が求められる。

需要家での排出削減はエネルギー会社の重要なミッションであり、(他燃料からの)天然ガスへの転換、CHP 等の高効率機器の導入、ESCO などに取り組んでいる。このような需要家での排出削減対策では、適切な排出削減効果の評価が求められる。ベンチマークをベースラインとする際には、そのベンチマークを適用する際の適用条件を適切に設定する必要がある。

本来、代替電源であるマージナル電源の係数で算定すべきところ、誤った conservatism の解釈により全電源平均係数で算定されることにより、削減活動が進まなくなることが懸念される。conservatism を適用するのであれば、マージナル係数を用いた上で不確実性要素を掛けるのが適切である。これは 1 種の妥協案であるが、概念を妥協すべきではない。詳細は下記ページを参照されたい。

<http://www.gas.or.jp/english/letter/images/02/pdf/cop10.pdf>

・ 数野 裕史氏 (関西電力)

日本のグリッド・オペレーターの代表としての立場から発言したい。当社は日本で最も原単位の低い電力会社である。

グリッド電力はトータルの需要に応じて発電しており、個々の小さな需要に応じて発電しているわけではない。このため、個別の削減に対する代替を考えるのは不可能である。また、ベースライン・シナリオを考えるための十分なデータは得られない。

(24 時間のロード・プロファイルと 365 日のロード・プロファイルを示し) また、このように、時間ごとで見ればベースロードのように稼働している原子力でも、年間を通じて見れば発電電力量が変動しているのである。さらに、電源計画においても、原子力の容量は長期的には、対策ケースでは BAU よりも減るとされており、需要の変動に応じているといえる。特に、firm 電源の場合は、(non-firm とは違い) ベースロード電源や電源計画に影響を与える。

CDM 理事会の統合化方法論は方法論を示しているだけであり、ベースライン・シナリオを特定しているわけではない。しかし、マラケシュ・アコードによって考えるのであれば、まず、ベースライン・シナリオを特定することが重要であるが、これはグリッド電力に対しては(上述したように)非常に困難である。ベースライン・シナリオの代替(proxy)となるベンチマークは conservative で stringency なものでなければならない。例えば、

全てのベースライン候補の平均値よりよいもの、stringency level 25%といったところが適切なのではないか。

<質疑>

・東京電力 西村氏

ベンチマークを用いてベースラインを単純化しようという考え方には賛成。排出削減効果を過大評価することには反対である。グリッド電力の削減による CO2 削減量を算定する場合には、機器の寿命を考えるべきである。例えば、2020 年～2030 年には、CHP の導入により原子力や CCGT が代替されることになることも考慮すべきだ。

・尾崎氏

(西村氏に、CHP が原子力や CCGT と競合するとの点を確認した後) マージナルで評価することに賛成いただいたことに感謝する。わたしの主張はマージナル電源を特定し、その係数を使うべきというものであって、特定のマージナル係数を提案しているものではない。また、マージナル電源を考える場合には、経済的な理由も考える必要があると考えている。

・WBCSD コルピエ氏

【尾崎氏に対し】主張が非常に明確であった。また、配布された資料はわかりやすい。日本の政策では、電力の削減効果についてどのように扱われているのか。

【数野氏に対し】stringency level を 25%とするとの意見であったが、その考え方を説明して欲しい。

・尾崎氏

議論されているところではあるが、日本政府の資料でもマージナル係数は認められている。代替効果について幅を持って算定されており、この幅は、マージナル係数で算定した値と全電源平均係数で算定した値によるものである。

数野さんにお聞きしたいが、説明の中の例であるが(1つの発電施設と2件の需要家の例)供給側から見れば発電電力量に変化はないのかもしれないが、需要家側から考えるとどうなのか。需要家は投資を行って削減をしているのであり、その効果は算定されるべきである。

・数野氏

【コルピエ氏に対し】25%が本当に適切かどうかはわからない。今後、検討が必要である。

【尾崎氏に対し】日本では排出量は全電源平均係数で算定することが決まっている。削減のみをマージナル係数で算定することで、ダブルカウントになることを懸念している。

・Mahua Acharya 氏(WBCSD)によるまとめ

ベンチマークの設定は、政府関係者と産業界が協力して作り上げていく必要がある。その際、政策担当者はどのくらいの削減を求めているのか(PJの参加しやすさ)と stringency level のバランスを取ることが求められる。

(阿部 秀樹)

(13) 持続的開発と温暖化対策における電力の貢献

【主催】電気事業連合会（日本）、EEI（米国・エジソン電気協会）

EURELECTRIC（EU・欧州電気事業者連盟）

【日時】12月13日10～11時30分

【報告内容】

・EEI（エリック・ホールズワース環境担当部長）

世界での電力需要は増加する。世界の20億人の人が電気にアクセスできていない。エネルギー部門において、2030年までに16兆ドルもの投資が要求されるだろう。また、そのような多額の投資にも関わらず、2030年になっても14億人もの人が電気にアクセス出来ないであろう。そんな中で、電力の技術的専門知識や経験を途上国へ移転していくことは大切。電化の推進は途上国における持続的開発と経済成長における鍵となる。技術的な課題としては熱効率の改善、CO₂排出量の少ない発電の促進、炭素隔離研究が必要である。途上国への技術移転・普及、キャパシティビルディングへの貢献等、お互いの協力も重要である。温暖化問題は長期的な取り組みが必要であり、設備や研究開発への長期的な投資や長期的投資を促す政府の安定したエネルギー政策の枠組み、財政的支援も必要である。

国家エネルギー計画などに基づく技術革新や効率性改善設備の重要性を全ての国々が認識できる政策フレームワークが必要である。そして、政府が政策の優先事項を見極めること、国家レベルで技術革新に対する意識を向上させることが重要である。安易に代替エネルギーの導入を検討するのではなく、長期的視点から見た温暖化対策への技術革新や効率性改善を国が認識することが大事。

・電気事連合会（初鹿将之環境専門委員会委員長）

電力の温暖化対策技術として、「生産とサービスの輸送」と「消費」に着目することができる。「消費」では、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器のエネルギー効率とCO₂排出削減効果が有効。ヒートポンプは、エネルギー消費において約30%も節約出来、GHG排出量を40%も削減出来る。また日本での「生産とサービスの輸送」では、原子力はライフサイクル評価において、再生可能エネルギーと同程度のCO₂排出量の少ない発電設備である。また、世界の2000年における、原子力が導入されたことによるCO₂排出回避量は約22億8千万tと試算されている。

試算によると、途上国の熱効率を1%改善すれば、7,000万t/年のCO₂削減を図ることが可能。今後は、世界全体、とくにまだ熱効率の低い途上国において、日本などの先進国が技術を移転させ効率改善に取り組んでいくことが重要な対策。

・EURELECTRIC（ジョン・スコークロフト環境担当理事）

エネルギー供給のセキュリティ、気候変動対策、エネルギーニーズは、長期的に関連した問題である。ソリューションとして、投資面や技術的な面では天然ガスへの燃料転換、CO₂の削減コストの面では、原子力、コジェネ、コンバインドサイクルは効果的である。

電力は、政府の安定したエネルギー政策の下で持続的なエネルギー供給のリーダーシップを担うことができる。

・杉山大志（電力中央研究所社会経済研究所）

ゼロエミッションを目指すためには、IHクッキングヒーター、ヒートポンプを活用した電化の推進、クリーンな電力供給として原子力、再生可能エネルギー、消費電力の削減が必要。

環境に優しいヒートポンプの初期投資は2000ドル～3000ドル。ランニングコストは年間500ドルも削減出来る。よって、4年から5年で初期投資を回収出来る。また、研究開発と大量生産によって更なるコストダウンが可能になる。ヒートポンプは経済的である。

日本におけるIHクッキングヒーターの販売数は、1998年10万台であったが、2003年には50万台に増加している。

電化の推進は20世紀において持続的開発におけるミラクルを果たした。引き続き21世紀においても、電化の推進はゼロエミッションへのミラクルを果たす。

(矢尾板 泰久)

(14) Energy Perspective on climate change

(気候変動におけるエネルギー見通し)

【主催】International Energy Agency (IEA)

【日時】12月13日13～15時

【概要】2030年までの気候変動にかかわるエネルギー見通しの紹介

【報告内容】

・Richard Bradley氏(IEA)

2002年に世界のGDPの8割を占めるわずか22カ国が世界の80%の排出を行っているなど世界のエネルギー消費と炭素排出量のトレンドについて紹介した。

・Laura Cozzi氏(IEA)

世界のエネルギー見通しについて紹介した。大きな政治的变化等が無ければ、排出量は2002年から2030年の間に62%も増加し、2020年代に発展途上国の排出量が先進国の排出量を追い越すとの見通しを示した。

・Cedric Philibert氏(IEA)

太陽光エネルギーの潜在市場は、地理的条件や太陽光の強さにより差があり、既存の設備は京都議定書下での目標を持たない米国、オーストラリア、いくつかの発展途上国に集中している。太陽光エネルギーに関する国際的な協力を促進することがIEAの役割であるが、各国の政策決定の影響が大きい。

・Lewis Fulton氏(IEA)

水素燃料電池車や電気エンジンのような長期的な運輸システムの技術は、高コストや燃料貯蔵の困難さなどの障害に直面している。水素技術の市場見通しでは、2020年までに技術が普及することは困難であろう。短期的な代替手段としてのバイオ燃料の導入や交通システムの変革などを通じて、劇的な炭素削減が低コストで可能である。

・Martina Bosi氏(IEA)

EU排出権市場における産業の競争力の研究について紹介した。2020年まで炭素削減はわずかなコスト上昇しかもたらさないだろう。エネルギー集約型産業で利益の0.4～0.8%、価格上昇は0.5～3.4%にとどまるだろう。

・ Nicolas Lefevre-Marton 氏 (IEA)

エネルギーの安全保障を評価する新しいフレームワークを提案した。それが四カ国にどのように適用されるか、またエネルギーの確保については 2030 年までに 75~89%の寡占化が予想される石油生産者の市場寡占状況に影響を受けると述べている。

・ Antonio Pfluger 氏 (IEA)

エネルギー効率の改善、再生可能エネルギーの導入、炭素貯留などの炭素削減技術について紹介した。エネルギー消費における大きな削減は、コストの低下をもたらす、エネルギー安全保障の改善や経済競争力の強化、そして気候の緩和をもたらす。再生可能エネルギーに関連する研究開発の公的予算の削減を指摘し、技術革新をもたらす市場環境作りに対するインセンティブの必要性を確認した。

(阿部 秀樹)

(1 5) Options and insights: advancing the international climate effort

(オプションと洞察力：国際的な気候努力の促進)

【主催】 PEW CENTER

【日時】 12月13日 13:00~15:00

【報告内容】

・ Elliot Diringer 氏 (PEW CENTER)

始めに、米国のPEW CENTERのElliot Diringer氏がPEW CENTERについて説明した。PEW CENTERとは、有効な気候政策を推し進めるために米国および国際的に活動しているNGOである。京都以降のイニチアティブについて、PEW CENTERでは、36ヶ国近くの100人以上もの専門家、政策立案者、利害関係者と深い関係を持っている。Diringer氏は以下のように発表した。多量の温室効果ガスを排出する国を引き込むことが大事であり、多量の温室効果ガスを排出する国は限られている。それらの国は、経済が豊かな国、人口が多い国、もしくはその両方を兼ねそそえた国である。排出量変化を分析することは、排出量増加もたらす人口とGDPの関係の重要性を認識させる。大事なことは、どのように多量排出国を含めるか、どのように気候と発展を統合するか、どのように活動レベルでのアプローチを取り入れるか、長期目標に伴う幾つかの短期的な行動を取るなどである。

・ Jonathan Pershing氏 (WRI 世界資源研究所)

2000年のデータによると、世界的に見ると土地利用変化からのCO2排出量は全排出量の18%にもなると見積もられている。最後進国では、62%にもなり、発展途上国でも33%にもなる。発展途上国の化石燃料の燃焼による排出量は41%である。一方、先進国で温室効果ガス排出量の最も大きな割合は化石燃料の燃焼による排出で81%になっている。

主要排出国25ヶ国は、国内総生産が上昇しているものの、排出量を国内総生産で割った数値は減少している。一般的には、富んでいる国々がより多くの一人当たりの排出量を排出している傾向があるなかで、著しい例外もある。ただ、先進国と発展途上国と最後進国は、化石燃料の燃焼による排出量と土地利用変化からの排出量の割合の違いもあるので、一人当たりの排出量を計算する時に、その国が化石燃料の燃焼によるCO2が関係しているのか、CO2以外のガスが関係しているのか、土地利用変化からのCO2が関係しているのか

(財)地球産業文化研究所

を十分考慮しなくてはならない。歴史的に見れば先進国が多量の温室効果ガス排出に影響している。ただ、歴史的な一因は査定する方法で少し違って来る。累積の排出量、大気中のCO₂の一因の関係、温度上昇の一因、土地利用変化を含めるかどうかなどで変わる。将来の排出量については、不確定要因が多い。特に発展途上での不確定要因が大きく、人口、経済、技術の変化などの重要な要因のモデルを想定することに頼ざるを得ない。今までのGHG排出量と今後のGHG排出量を累積して考えると、先進国と発展途上国のGHG排出量は同等になる。それは、2030年～2065年の間になると考えられる。一人当たりの収入は多くの国で増えていて、発展途上国においては先進国よりも速いスピードで成長している。

・ Daniel Bodansky氏 (ジョージア大学)

Pew Centerのレポート「International Climate Efforts beyond 2012」概略を簡単に紹介した。このレポートは、多くの提案を含んでいる。UNFCCCの下での将来の交渉やUNFCCC以外での将来の交渉の提案。ほとんどの提案はUNFCCCの下での提案となっている。コミットメントのアプローチについては、多国間交渉によるトップダウンアプローチ、公約のもとでのボトムアップアプローチ、メニューアプローチ(目標を選ぶ)ものなどがある。コミットメントのタイプについては、排出量目標によるもの(発展指標・条件付・部門別など)や政策との協調によるもの(炭素税・排出量取引・エネルギー効率化・技術など)がある。タイムフレームについては、京都議定書第二約束期間のような短期的なものから長期的な提案までである。「International Climate Efforts beyond 2012」のレポートには、40を超える提案があるため詳細は以下を参照。

<http://www.pewclimate.org/docUploads/2012%20new%2Epdf>

(矢尾板 泰久)

(16) Facts and trends to 2050: Energy and climate change

(エネルギーと気候変動に関する2050年までの事象と傾向)

【主催】WBCSD

【日時】12月14日13～15時

【概要】長期的な観点で経済発展やエネルギー需要に関する主要な事象や社会変革を紹介し、気候変動に与える影響について言及する。

【報告内容】

・ Laurent Corbier氏 (WBCSD)

WBCSDは35カ国の175の企業から構成されており、2004年のプログラムの概要を紹介した。最新のWBCSD報告書に記載されている事実と傾向が、今後の政策、ビジネス展開と方法の基本となっている。

・ William Kyte Obe氏 (Eon)

ビジネス界にとって、気候変動は多くの関心事の中の一つに過ぎず、気候変動関連の問題を企業の経営陣が理解できるようなわかりやすい表現でコミュニケーションを図っていく必要がある。政策立案者による長期的な警告や炭素価格の設定を求め、適切な価格設定がされれば、市場は解決策を見出していくだろう。

・ David Hone氏 (Shell International)

出版物”Facts and trends to 2050:Energy and climate change”を紹介した。この本は「エネルギー需要」「気候への影響」「技術変革」「将来への挑戦」から構成されている。IEAのエネルギーのデータやIPCCの気候変動シナリオを紹介しながら、エネルギー需要は来る50年間で2倍か3倍になり、一方炭素排出量は2050年までに7ギガトン減らさなければならないと指摘した。またエネルギー設備の寿命に配慮し、低炭素経済への移行にはある程度の時間がかかると述べた。

・Mark Akhurst 氏 (BP)

発電と輸送部門の現状の技術オプションを異なる技術を使う1ギガトンの炭素削減の結果を調べることによって、比較した。これらの技術は既に開発されているが、これらの技術単独で問題解決が出来るわけではなく、技術の組み合わせが重要であると指摘した。・質疑の中で、参加者から今回のプレゼンテーションは潜在的な技術に焦点を当てており、これらの技術の普及を阻んでいる障害への言及が無いとの指摘があった。パネリストからは、今後の取り組みにより政策と制度構築を作り上げることが可能となるであろうとの回答があった。

(阿部 秀樹)

(17) The EU emissions trading system and the linking directive : What will it deliver? (EUETS(欧州排出量取引制度)とリンク指令：何がもたらされるのか?)

【主催】IETA

【日時】12月15日13~15時

【概要】EUETSとJI/CDMおよび他国の排出権取引制度との関係の展望が紹介された。

【報告内容】

・Damian Meadows 氏 (European Commission)

EU 排出権取引指令が、五つの主要なエネルギー集約型産業にどのように適用されるのか、説明があり、それは3年間の2005~07年に始まり、5年間の割り当て期間が続くことになる。EUETSと国際的な気候変動アジェンダについてのリンクに言及し、取引指令の25条が他の排出権取引システムとの交換を認めていると述べた。一方、リンク指令はJIとCDMのクレジットをEUのスキームに含むことを認めている。

・Chris McDermott 氏 (Environment Canada)

カナダは比較的小さいカーボン市場を有しており、より流動性のある市場や多国籍の参加者の市場を求めている。京都議定書は排出権市場でリンクが可能な制度的枠組みの95%をカバーしており、二国間の協定はギャップを埋めるためにのみ限定されるべきだ。各国の排出権市場に存在する相違によりリンクが妨げられるべきではない。

・山形浩史氏 (経済産業省大臣官房参事官)

日本の気候政策プログラムは政府と産業界の協調に基づき、1990年比6%削減を目標に2002年に決定したものである。

・Hugh Porteous (Alcan)

Alcan社では、カナダとEUにおいて排出権のネット購入を目指しており、特に最高の技術への投資や開発や調査など国際的な部門別気候変動緩和へのコミットメントの価値を

強調した。排出権取引をリンクさせることが重要であるが、不十分な制度のままでは、京都議定書固有の不公平やゆがみが継続してしまう。

・ **Bill Kytes 氏 (UK Emissions Trading Group)**

排出権取引システムについて、これを直接的で二方向の移動性、相互承認、等価値、簡素化を必然的に伴う公式のリンクとすることもできるし、間接的で一方向移動、相互承認なし、不等価値、複雑性を伴う非公式のリンクともできると、指摘した。また、閉鎖的システムなど存在しないと述べ、システムを産業界が参加しやすいものとして、不正な商業的なリンクとなるのを避けるには、リンクを簡単なものにしておく必要があることを、強調した。

・ **Thomas Jacob 氏 (Du Pont)**

EUETS と CDM プロセスをリンクさせることは、CDM の供給を確保するために必須である。EU は排出権取引を中心部に位置づけており、米国を含むすべての中心的なプレーヤーが長期的に参加することを予想している。

質疑の中で参加者からノルウェーが排出権取引法を通過させ、EUETS の第 1 期に参加することが指摘された。

(阿部 秀樹)

(1 8) Finance for carbon solutions : The CDM from the financial sector perspective

(炭素社会解決に向けての金融の役割:CDM に対する金融セクターからの視点)

【主催】 Insurance Initiative and UNEP

【日時】 12 月 15 日 18 ~ 20 時

【概要】 金融部門が炭素社会の解決に向けてどのような手段を提供するか。金融部門の観点から CDM プロジェクトのリスクと機会を理解する。

【報告内容】

・ **Thomas Loster 氏 (Munich Re)**

気候変動による損失は増大している。CDM プロセスにおけるサービスプロバイダーとしての金融部門の役割を強調し、またすべての部門において公的・民間両部門のパートナーシップの重要性が高まっている。

・ **Sascha Lafeld 氏 (3C climate change consulting)**

多くの付属書 国が第 1 約束期間のうちに、約束遵守の問題に直面している。それにより CER に対する高いニーズが生じている。CDM の複雑性、つまり CDM 開発に長期間要することやホスト国と投資国双方の制度的能力の不足などが、投資を妨げる原因となっている。追加性の再検討や CDM プロセスの単純化・標準化及び 2012 年以降の CDM の取り扱い規定の必要性を強調した。

・ **Charles Cormier (世界銀行)**

世界銀行はアンダーラインファンディングなど通じて CDM マーケットを支持しようとしている。投資家をひきつける際の障害として、不確実性、高いトランザクションコスト、主権者のリスクを取り上げた。世界銀行はプロジェクトに関する能力を高め、予算を確保

し、規制や金融的なリスクをマネジメントする。

・Rodrigo Sales 氏 (Baker & McKenzie)

早期の CDM の契約交渉におけるポイントとして売れる商品を用意する、CER に法的な地位を与える、保証や賠償金を設定する、契約や終結時の違反に関する条項を整備することである。契約書の中にホスト国における政治的や主権に関するリスクを含む条項を整備する必要がある。

・Maria Szauer 氏 (Andean Corporation of Promotion (CAF))

カーボンマーケットの2年間の成長率は顕著なものがあり、2003年と2004年において51%の CER がアジアから、27%の CER がラテンアメリカ・カリブの国々から出ている。

・Herman Carlino 氏 (アルゼンチン環境・持続可能な開発省)

中小規模の CDM に融資するアルゼンチンのカーボンファンドを検討中であり、その目的は国内及び海外の公的・民間の資金を集めることにある。このファンドは CDM プロジェクトに関するリスクやトランザクションコストを軽減することを目指している。

・Klaus Topfer 氏 (UNEP Executive Director)

二酸化炭素の集中化は国際的な環境に影響を与えており、今回の発表は、排出量をコントロールする国際的な市場手段について示唆する貴重な機会であったといえる。

(阿部 秀樹)

(1 9) Lessons learnt from CDM implementation in the ASEAN energy sector

(アセアンのエネルギー部門における CDM の実践から学ぶこと)

【主催】 Association of Southeast Asian Nations (ASEAN)

【日時】 12月16日 13~15時

【概要】 アセアンにおける CDM の可能性と課題について紹介する。

【報告内容】

・Nadzri Yahaya (マレーシア自然保護・環境省)

アセアンの国々に CDM に関して共通のポジションが無いので、このサイドイベントで各国の様々な立場を明らかにしたい。

・Mark van Wees (Capacity for Sustainable Development)

世界の CDM 市場でアセアンのシェアが高まる可能性がある。キャパシティビルディングについて言えば、地域の経験交流が限られており、アセアンはキャパシティビルディングの効率性・効果の改善に関して役割を果たせると思う。

・Liana Bratasida (インドネシア環境省)

アセアンには豊富な CDM の可能性があり、CDM はアセアンの再生可能エネルギーの増加やクリーン技術の適用という目的に貢献する。

・Axel Michaelowa (ハンブルグ国際経済研究所)

CDM の方法論に関して CDM 理事会で認められるためには、たとえ小規模 CDM であっても大量のホスト国のデータが必要である。排出量のベースラインに関する要因や追加性にかかわる情報などについて ASEAN の事務局が整理して提供したらどうか。

・Anuar Abdul Rhaman 氏 (PTM マレーシアエネルギーセンター)

マレーシアの CDM 承認体制はプロジェクトの技術移転を含むプロセスを含んでいる。

・ **Agus Sari 氏 (Pelangi Indonesia)**

理想的な CDM 承認プロセスは効率的でシンプルなもの。DNA の役割は CDM プロジェクトに追加性があり、実行可能なものかどうか決めるものではなく、利害関係者は DNA の決定に異議申し立てが可能ならずである。

・ **Eron Bloomgarden (Ecosecurities)**

アセアンは再生可能エネルギー、エネルギー効率化、バイオ燃料、ランドフィルガス、フレアリングガスなどの CDM の潜在的なエリアであるが、商業的な観点や政治的なリスクで国々によって大きな差がある。

(阿部 秀樹)

以 上